

第三帝国における経済の 脱ユダヤ化関連重要法令Ⅲ(完)

山本達夫

東亜大学 人間科学部 国際交流学科
tatsuo20020901 @ k2.dion.ne.jp

はじめに

第三帝国指導部は1936年秋、四カ年計画を始動させた。これは侵略戦争を可能ならしめる軍需体制を4ヵ年以内に構築することを目的とした国家プロジェクトであった。かぎられた外国為替・原料・労働力のもとで最高効率の労働体系を構築するため、経済統制が導入された。経済統制はナチ営業経営組織^{*1)}を通して行なわれた。営業経済組織を構成する輸入監視局による外国為替・原料わりあて制度は、やがて特定分野の経営の存続危機と、産業部門間での労働力不足及び短縮・余剰労働力を生み出した。拙稿「第三帝国の社会史と『経済の脱ユダヤ化』」^{*2)}および「第三帝国の経済社会体制」^{*3)}でのべたように、四カ年計画はドイツ社会経済の広範に多大な影響を及ぼしたのである。

四カ年計画の影響の最たるものは産業部門間における不均衡であった。一方の産業部門における労働力不足と他方での短縮・余剰労働の出現である。かかる跛行状態を前に、第三帝国指導部は1937年半ばから強制労働配置を国策化していく。同時に国政上・経済政策上重要でない経営の閉鎖にも着手した。

経営の存続が脅かされるなか、職場の確保が試みられた。経営によっては、労働密度を下げるために故意に機械の数を減らすなどの措置が講じられた。^{*4)}とくにユダヤ経営の買収・合併であるアーリア化は、事業の安定を図るためには好都合であった。アーリア化は反ユダヤを旗印として行われたため、ナチ当局も規制は容易ではなかった。アーリア化はいわば反ユダヤ主義を隠れ蓑にした経営の存続策であったといえる。

しかし、経営の閉鎖と原料・労働力の統制による経済体系の構築を目指す第三帝国指導部にしてみれば、経営の合併は「偽装アーリア化」にほかならなかった。第三帝国指導部

は1937年末ごろからユダヤ経営の存続・清算をめぐる新たなユダヤ人問題、すなわちユダヤ経営問題を喧伝するようになる。1938年初頭以降、第三帝国指導部はこの新たなユダヤ経営問題の解決を、経済の脱ユダヤ化(ユダヤ経営の閉鎖・清算)という手法で解決しようとした。拙稿「Die "Juniaktion" und der Pogrom von 1938. Arisierung und Liquidierung der "jüdischen Gewerbebetriebe" im Nationalsozialismus」^{*5)}でのべたように、これは四カ年計画が惹起した社会経済的矛盾への政策的対応であった。

ユダヤ経営問題は、ユダヤ経営の定義が曖昧なまま1938年6月の「六月行動 Juniaktion」によって暴力的解決が試みられた。ユダヤ経営への標識付けと労働者^{*6)}の強制動員は、ユダヤ経営問題のナチ的解決であった。経営の計画的暴力的閉鎖である経済の脱ユダヤ化はその後、十一月ポグロムによって補完されることになる。この意味で十一月ポグロムは「第二次六月行動」とみなすべきである。ポグロムには、テロ的側面とならんで社会経済政策的側面もあったのである。

経済の脱ユダヤ化は、資本主義秩序をゆるがす危険性を孕んでいたため、ナチ・イデオロギーと経済合理性の間を揺れ動いた。このことは経済の脱ユダヤ化の大きな特徴である。経済の脱ユダヤ化に関して出された数多くの法令、行政命令を分析すれば、第三帝国の社会経済構造の解明につながるはずである。1937年末から1938年初頭にかけて、ライヒ経済省は経済の脱ユダヤ化に関して多くの回覧通達を出している。第三帝国指導部の経済の脱ユダヤ化関連の法令については、拙稿「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令Ⅰ」^{*7)}「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令Ⅱ」^{*8)}を参照されたい。

「六月行動」から十一月ポグロムにかけて

の第三帝国指導部目標はアリア化ではなく経済の脱ユダヤ化であった。研究者バヨールは、ライヒ経済省が1939年3月以降アリア化の呼称を廃止し、経済の脱ユダヤ化と称するよう要請したとのべている。^{*9)} その根拠として彼があげるのは、ライヒ経済省上級課長補佐(Oberregierungsrat)ゴットハルト Gotthardt が1939年3月20日にライヒ経済会議所で行った「経済政策におけるユダヤ人問題」と題する講演である。^{*10)} しかし、アリア化ではなく経済の脱ユダヤ化を推進しようとしていたライヒ経済省ならびに第三帝国指導部の意向は、バヨールが指摘した時期よりも前である可能性が高い。

その根拠の一つは、ゲーリングが1938年11月12日「ユダヤ商店に対しては一人のアリア化希望者もないという考えを前提とするくらい広範にやっていただきたい」と発言していることである。^{*11)} アリア化禁止の方向性は1937年11月27日付けライヒ経済大臣(ゲーリング)^{*12)} 回覧通達にも確認できる。すなわち「ユダヤ経営は無条件でドイツ経営の後景に退かなければならないという原則は、国内的管理統制でも貫徹しなければならない」といった文言^{*13)}、あるいは「経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請」を命じた1937年12月15日付けライヒ経済大臣回覧通達^{*14)} がそうである。

また、南ヴェストファーレン大管区経済顧問プライガーは1937年8月11日付けで回覧通達を発令している。「ドイツ国民同胞によるユダヤ経営の引継ぎの遂行に関する指針」^{*15)} と題するこの通達には、「本指針の発行は、アリア化の促進を目的とする党の行動の開始を意味するものではない」とのべられていた。

わたしは第三帝国指導部はおそくとも、ユダヤ経営の定義を定めようとした国家公民法第三政令^{*16)} の草案作りを始めたころ、すなわち1937/38年の年の変わり目には経済の脱ユダヤ化をアリア化に優先させる意向をもっていたのではないかと考えている。

本稿は、第三帝国においてアリア化が否定され、経済の脱ユダヤ化が国策として策定される経緯を分析する。「第三帝国における経済の脱ユダヤ化関連重要法令Ⅰ・Ⅱ」と関連する部分もあるが、以下の点で分析対象が異なる。すなわち、Ⅰ・Ⅱが、経済の脱ユダヤ化政策の基本的方向性を定めた政令、ライヒ経済省回覧通達(「ユダヤ人財産申告令」「国家公民法第三政令」「ユダヤ人の経済活動から

の排除令」「ユダヤ人財産活用令」)を専ら対象としたのに対して、本稿(Ⅲ)は分析の時期をおもに1937末から38年初頭に限定し、アリア化の否定の上に経済の脱ユダヤ化が国策として立ち現れた背景と経緯に焦点を当てて論じる。行論に関連する史料はすべて末尾に訳出した。

1. ユダヤ営業経営への外国為替・原料わりあての削減

「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を否定した最初の行政措置は、1937年11月27日付けライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」^{*17)} である。この回覧通達においてライヒ経済大臣は「ユダヤ営業経営は無条件でドイツ経営の後景に退かなければならない」という原則を明示した。

ライヒ経済大臣は同回覧通達の冒頭、1936年6月8日付けライヒ外国為替管理局の秘密指令によって輸入監視局には「経済活動の発展が期待できる経営に特別に外国為替わりあてを付与する権限」が付与されていると伝えた。輸入監視局は「ドイツ経営の影響力を拡大させるためにユダヤ営業経営の関与を抑制する可能性」を有しているので「ユダヤ人輸入業者に対するドイツ人輸入業者の優位を確立」するよう要請したのである。そのさい必要な措置として、ユダヤ営業経営へのわりあて量の継続的な検査が指示された。これは「ユダヤ営業経営に対する外国為替わりあて額が、経済状況の進展にともなって、ユダヤ営業経営における原料消費の減少、および既に生じているか将来予想される顧客の流出を考慮に入れた場合、妥当なものであるかどうか」を調査することが目的であった。

この回覧通達はユダヤ営業経営を狙い撃ちするものであった。ユダヤ営業経営を無条件でドイツ経営の後景に退かせる政策を実施すれば「ユダヤ営業経営における原料消費の減少」や「顧客の流出」が生じることは明らかである。ユダヤ営業経営の業績を低減させたうえで減退に見合った新たなわりあて量を算出せよというのが通達の趣旨である。現行のわりあて量が削減される以上、当然ユダヤ営業経営の輸入わりあての増加は見送られ、ユダヤ営業経営は外国為替の追加わりあてからも除外されることになる。

ライヒ経済大臣が輸入監視局に命じた具体

的な指示はつぎの通りである。

- ①ユダヤ営業経営のわりあて（加工，購入，在庫維持，取り引きわりあて）を一律に 10 %削減すること。
- ②原料配分にさいしての特典または特別配分を，ユダヤ営業経営にしないこと。
- ③同等の資格の場合はドイツ人を無条件で優先させること。
- ④ユダヤ営業経営へのわりあてが十分に消費されなかったり，顧客が流出したりした場合は，10 %を超えてわりあてを削減すること。

こうした措置によって，輸入監視局は相当量の原料と外国為替を蓄えることになる。ライヒ経済大臣は「わりあての削減部分はドイツ経営に委ねられ」「特別な目的に役立てられる」とした。①育成する価値のあるドイツ経営を支援すること，②ユダヤ人の占拠率が高い経済部門においてドイツ経営を新規に設立することが項目としてあげられた。

ライヒ経済大臣はこの関連で「公共の利益」についても触れ，国境地帯の経営への特別わりあてに言及した。国境地帯というのは，ブデーテン・ドイツ地方やオストマルクなど経済的な低開発地域とみなされていた地域をいう。^{*18)}ライヒ経済省第Ⅱ B 部長（原料管理部）は 1937 年 12 月 29 付で「国境地帯へのわりあて」と題する省内通達^{*19)}を発令している。そこには，国境地帯の原料供給状況を〔本国と〕同等にする目標が未達成であり，原料供給の不足のために国境地帯から労働力が流出している状況がのべられていた。ライヒ経済省第Ⅱ B 部長はこれを「国政上の重大な危険」とし，ユダヤ営業経営へのわりあて削減によって節約された分量を国境地帯の支援のために役立てるよう命じたのである。

以上のドイツ企業優先措置は，すべてドイツの輸出振興という枠内で講じられることになっていた。そのため「ドイツの輸出を損なう場合」は削減措置を見合わせるとされた。「輸出企業」の特別あつかいはその後も経済の脱ユダヤ化の基本方針となっている。たとえば，1938 年 10 月 27 日付けライヒ経済大臣回覧通達^{*20)}では，「1937 年に輸出額が 10 万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしては，認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない」とされている。また，反ドイツ・ボイコットの原因となりかねない「外国籍の

ユダヤ営業経営」はわりあて削減措置の対象からあらかじめ除外された。こうした例外の設定には第三帝国の反ユダヤ政策の日和見主義的性格があらわれている。

1937 年 12 月 15 日，ライヒ経済大臣は「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」と題する回覧通達^{*21)}を出した。この回覧通達には 2 つの目的があった。

一つ目は輸入監視局に対して，ユダヤ営業経営あての外国為替わりあてと原料わりあてをさらに削減し，わりあて余剰分をさらに捻出することであった。ライヒ経済大臣はまず，外国為替および原料のわりあて量を決める査定基準期日が不適切なので「経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請」に応えられていないとした。そこで，外国為替管理の開始時点またはその初期年度（大半が 1933 年と 1934 年度）における輸入額をわりあて量の査定基準年とせず，これよりもものちの時期（1936/37 年度）にすべきだとした。これはその間にユダヤ営業経営の業績が下降しているからである。また，1937 年 11 月 27 日付指令で予定された 10 %のわりあて削減は最小限なので，これを超過してもよいとした。さらに「ユダヤ営業経営」の定義をめぐって削減手続きが滞らないよう，「疑義がある場合には解決が必要とされることもあるが，そのことでユダヤ営業経営として知られている経営に対する必要な措置の遂行を遅らせてはならない」と念を押した。

二つ目は 11 月 27 日付の回覧通達で言及した「特別な目的」を具体的に指示することであった。節約された外国為替および原料の使い道としてライヒ経済大臣があげたのはつぎの 4 点である。これらは 1938 年 1 月 8 日付回覧通達「アーリア化された経営のわりあて」^{*22)}にも引き継がれているので，第三帝国指導部がこの 4 点を浮いた外国為替・原料の使い道として想定していたことがわかる。

- ①支援に値するドイツ経営に特別わりあてを与えること。
- ②国境地帯の窮状を緩和すること。
- ③ユダヤ人がつよく関与している経済部門においてドイツ経営の新規設立を支援すること。
- ④ナチズム運動の古参党员^{*23)}に埋め合わせをすること。

ユダヤ営業経営あての原料わりあて削減措

置は、原料不足に苦しんでいたドイツ経営の一部に誤解を生んだようである。ライヒ経済院に設置されていた商工会議所共同事業団^{*24)}は構成員にあてて「非公開・転送禁止」を定めた通達を送り、ライヒ経済省の決定をつぎのように伝えていた。

「共同事業団としては、たしかに以前から『個々の輸入監視局が各自の責任において経済上の諸関係の変化に対応する努力をするよう』配慮してきたが、しかし『満足のいく総解決』はこのライヒ経済省の通達によって達成された。これによって浮いた外国為替および原料わりあてはその他の経営の自由になろう。したがって経営の総体としてこれを見れば、原料わりあてに一部分いちじるしい緩和が生ずることになるのである」。^{*25)}

だが、ゲーリングは1938年1月8日付ライヒ経済大臣回覧通達「アーリア化された経営のわりあて」^{*26)}において、「ユダヤ営業経営における削減によって生み出された予備の原料・外国為替は国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結びついている」とのべている。この通達から考えると、ライヒ経済省がユダヤ営業経営に対する方針を転換した理由は、体制の強化それ自体にあったと考えるべきである。第三帝国指導部にとって体制の強化とは、軍拡の規模とテンポの拡大・迅速化であった。ユダヤ営業経営に対する原料わりあて量の10%削減について、わたしは2つの特徴を指摘しておきたい。

①特定の産業部門の中小経営に対する抑圧手段としての側面

先にわたしは、ユダヤ営業経営あて原料わりあて削減には、反ユダヤ措置という側面とともにドイツ経営を支援するという側面があったことを指摘した。しかしこの支援というのは第三帝国指導部にとって「支援に値する」経営のみが対象であり、しかも支援は「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結び」つけられていた。つまりこの措置は、特定の産業部門の中小経営に対する抑圧手段という意味合いが大きかったのである。

確認しておきたいのは、当局にユダヤ営業経営への原料わりあて削減を要求した勢力が、最初からユダヤ営業経営のアーリア化、すなわち買収を目標として、その目的達成の具体的な手段として原料・外国為替のわりあて削

減を要求した可能性は少ないということである。先のゲーリングの対抗措置から推測できるように、彼らはせいぜい削減で浮いた原料の追加わりあてをあてにしていたと考えるのが妥当である。

それでは彼らはなぜアーリア経営への直接的な原料わりあての増加を要求せずに、ユダヤ営業経営への供給の削減という間接的な要求をしたのであろうか。彼らの目にはこの両者が同じように映っていたのであろうか。思うに、彼らのこの両者を同義に映らせていたものは、一つは彼らの反ユダヤ感情であり、もう一つは彼らの要求に対応した当局の、彼らの反ユダヤ感情を巧みに利用した誘導であった。くわえて四カ年計画と国防関連の外国為替を削減してこれを流用するというのは、彼らの愛国心が許さなかったとも考えられる。そこがナチである彼らの限界であった。

②通過点としての「わりあて量の10%削減」措置

1937年11月27日付け回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料のわりあて」において10%という数字が選ばれたのは、まったく恣意的なものであった。ライヒ経済大臣は12月15日付回覧通達「ユダヤ営業経営への外国為替および原料わりあて」において「10%のわりあて削減は最小限の要求に過ぎないので、適切な場合にはこれを超過してもよい」とのべている。^{*27)}わりあて削減措置はむしろ、それ自体が軍拡の急速な進展によってもたらされた「民族共同体」解体の危機に瀕した第三帝国指導部の窮余の策であったと理解するのが妥当である。わりあて削減措置はナチズムの反ユダヤ主義の具体的な産物であるとか、第三帝国のユダヤ人政策の一コマとして見なされるようなものではない。それは労働力不足と原料不足という難問に直面しながらも「民族共同体」の虚構を維持しようとした第三帝国指導部の日和見主義的対応であった。

2. ユダヤ営業経営とは何か

第三帝国指導部の日和見主義によって講じられたわりあての削減措置は、ドイツ経済界に混乱と動揺をもたらした。たとえば「営業経営のアーリア的性格」とは何か、「アーリア化後のわりあて量」「わりあての配分先」をどうするか、「アーリア営業経営証明」を発行す

べきかなどといった問題が生じたのである。ドイツ経済界の混乱ぶりを示す史料を4つあげる。

一つ目は、ライヒ経済省第IV/3課（営業経済組織担当）が1938年1月7日付で、第IV/6課（経済経営および団体に対する不当干渉の防御）にあてたライヒ経済省内文書である。第IV/3課は、原料わりあて削減令が出されたあと経済集団繊維工業理事長から問い合わせを受けたことを伝えている。すなわち経済集団は加盟経営にアーリアまたは非アーリアの性格であることの証明を要求できるか、また経済集団は加盟経営に資本参加比率、取締役員のアーリアの素性などについて情報を要求できるか、というものである。第IV/3課は「こうした証明書に対する要求はますます強まっている」と認めた。そして第IV/6課に「経済集団が将来下すべき決定の運用および準備にさいして、経営のアーリアまたは非アーリアの性格にかんする証明書は不可欠」であり、[第IV/3課は]「経済集団がこの種の証明書を要求することに正当性があるという意見に傾いている」とのべたのであった。²⁸⁾

二つ目は、ライヒ経済大臣（ゲーリング）が1938年1月8日付で「アーリア化された経営のわりあて」と題する回覧通達²⁹⁾を輸入監視局あてに送付した事実である。ゲーリングはユダヤ営業経営がドイツ経営へ移行した後、「わりあて量はどうかとあつかわれるか」とくに「経営のアーリア化によって、それまで命じられていた削減を撤廃すべきかどうかという問題」について指示を出した。彼は「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的」の達成が阻害される恐れがあとの理由からアーリア化後のわりあて量の復活に反対した。そしてアーリア化された経営へのわりあて分配について以下の原則にしたがって行動するよう要請したのである。

- ①アーリア化の前に行われたわりあて量の削減は基本的にそのままとする。ただしアーリア化の後にユダヤ営業経営に対して命じられた削減またはその他の措置は、アーリア化された経営には適用されない。
- ②公の利益が存在するときは、わりあて量の全量または一部分を旧状に復帰させ、その後命じられた特別わりあてがあればこれを与えてもよい。公の利益は、a) アーリア化された経営が先の4つの集団に属する経営

である場合、b) 社会・経済政策的、税制上などの理由から、アーリア化された経営を維持する必要がある場合である。

- ③わりあて量は、個別の事例を一つ一つ特別に検査したあとでなければ補填してはならない。そのさい個人商人と人的会社によるユダヤ営業経営の獲得は、コンツェルンの形成を回避し、健全な中間層を促進するものであり、基本的に望ましいと判断する。

研究者トーリは、アーリア化後のユダヤ営業経営における「原料のわりあて量の復活」に言及している³⁰⁾だが、トーリの紹介する事例は一般的ではなく、もっぱら上記②b)に該当するものであったことに留意すべきである。原料のわりあて量の復活はあくまでも11月27日付回覧通達が指摘する「その遂行が明らかにドイツの輸出を損なう場合」に限定されたものであった。

三番目の事例は、ライヒ経済大臣が1938年1月27日付け回覧通達「ユダヤ経営あてわりあて削減」³¹⁾において、輸入監視局はユダヤ人輸入業者の輸入わりあて量の削減部分をドイツ人輸入業者に再分配すべきかどうかという問題や、ドイツの工業・企業の輸入わりあて量も増加させられ得るのかという問題が頻繁に生じたと報告していることである。ライヒ経済大臣は、「先の指令によって営業経済の構造を根本的に変化させる、たとえば商業と工業の比率を変えとか商業を供給機能から除外するといったことは意図していない」とし、「商業において削減されたわりあて量は基本的には再度商業において、工業において削減されたものは基本的には再度工業において役立てるようにすべき」であり、「工業ならびに商業に対するわりあて量の現在の比率は、全体としてみれば、先の削減によって変更されてはならない」とした。

四つ目は、ライヒ経済会議所が商工会議所あてに1938年2月21日付で送付した「ユダヤ営業経営」と題する文書である。³²⁾ライヒ経済会議所は、「個々の経営から商工会議所に、アーリア経営たる資格の認証してもらいたいとの願いが時おり出されることがあるが、商工会議所は証明書を発行することでこの願いに応じてもよいか」という問い合わせを受けたことを報告している。

以上の4つの事例は、「アーリア条項」（1933年4月7日付職業官吏制度再建法）が導入さ

れた直後のドイツ人社会の反応とよく似ている。経営にとって、外国為替・原料のわりあて削減は死活問題であった。「ユダヤ人営業経営」と判定されることは、経営の存続が事実上不可能になることを意味した。これは「ユダヤ人」と判断されたらドイツの国家公民として生活できなくなるのと同じである。

差別（措置）の一般的特徴として自己拡大・増殖がある。ひとたび制定された「アーリア条項」が、制定者の思惑とは別に予定された領域を超えて拡大適用されていったように、原料・外国為替わりあて削減も10%という数字を超えて拡大していった。ゲーリングは回覧通達で「10%のわりあて削減は最小限の要求に過ぎないのでこれを超過してもよい」とのべたが、^{*33)} 経済集団内部でも「さらなる削減段階」への圧力が高まっていったことを史料は伝えている。^{*34)} 「ユダヤ人」の定義がなされないまま「ユダヤ営業経営」が追いつめらるという奇妙な現象が生じた。こうして「ユダヤ営業経営」の定義が急務となったのである。

1937年11月27日にゲーリングがユダヤ営業経営への原料わりあての削減を命じたとき、彼はどの経営がこの不利益を被らねばならないのかをめぐって混乱が起ころぬよう12月15日付で以下の回覧通達^{*35)}を出していた。

「ある経営がユダヤ営業経営と見なされ得るかどうかについて疑義がある場合は、輸入監視局は所轄の商工会議所の鑑定を求めることができる。商工会議所は、本官からさらに詳細な指示を受けることになる。疑義が生じる場合は、最終的な法的規定がなされるまでは本官に報告されたい」

ところが「商工会議所の鑑定を求めることができる」だけでは收拾がつかなくなったのであろう、ゲーリングは1938年1月4日に「ユダヤ営業経営」と題する回覧通達を作成した。^{*36)} そして「〔営業経営の性格判断についての〕情報の付与に際しては一ユダヤ営業経営の概念の法的確定を保留して一さしあたり以下の基本原則にしたがっておこなわなければならない」とした。この条件は1月8日付の回覧通達でも踏襲される。^{*37)}

1.) 個人経営の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。

- 2.) 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
- 3.) 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
 - a.) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合。
 - b.) 監査役会のメンバーについて4分の1以上がユダヤ人である場合。
 - c.) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合。
- 4.) 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。疑義がある場合は、決定のため本官に提示されたい。

第三帝国指導部はこの基本原則を暫定的なもののみなしていた。1938年1月17日付ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営の定義づけ」^{*38)}においても、この指針は「さしあたり予定されている法的規定ができるまで」のあいだ「非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の定義をすべき基本原則」とのべられている。

第三帝国指導部が予定した「ユダヤ営業経営」の定義は、1935年9月15日付「国家公民法」第3条にもとづいて発布されることになっていた。「ライヒ内務大臣は総統代理の了解のもと、本法律の遂行及び補完のために必要な法・行政規則を布告する」という文言がそれである。要するに、もともと「ユダヤ人」を定義しようとした条項で「ユダヤ営業経営」を定義しようというのである。

ライヒ経済大臣は、「基本原則は準備中の国家公民法第三政令を範にしている」と記している。これは国家公民法第三政令が関係のすべての部署の同意に加えて総統兼首相の承認も得ていたという意味である。^{*39)} このことは経済の脱ユダヤ化が第三帝国全体にかかわる問題として国家指導部によって認識されていた証左となる。

この間「ユダヤ営業経営」に対する締め付けはいっそう強化された。法人において、監査役会および取締役会の構成に対する要請が厳格化されたのである。これを反映したのが、1938年5月19日付ライヒ経済大臣指令「ユダヤ営業経営」である。すなわち「法人の営業経営は今後、非ユダヤ人営業経営と承認されるためには基本的に次のことが要求される。

すなわち監査役会にも一人のユダヤ人も所属しておらず、また会社の資金についてはその3/4が非ユダヤ人の社員もしくは株主のものでなくてはならない」というものである。こうした上でライヒ経済大臣は「従来の方針では非ユダヤ営業経営と認めらるが、新方針にしたがえば非ユダヤ営業経営とは認められない場合、こうした営業経営は[...]適切に転換させる」よう命じたのであった。^{*40)}

ライヒ経済大臣は1月17日付回覧通達を、「計画中の国家公民法第三政令の一刻も早い完成を願うものであるが、第三政令が布告されるならば、この一時的な命令は直ちに効力を失うことになる」と結んでいる。じっさい取締役会、監査役会についてのこの規定の文言は、6月14日付け国家公民法第三政令第1款第1条に引き継がれている。

先にのべたように、ゲーリングのわりあて削減措置は、それ自体が反ユダヤ主義の外見を装ったドイツ経済の強化策の一つであった。「国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結び」ついていないと判断された経営は閉鎖（清算）され、従業員は解雇されたのである。

操業停止された経営からは失業者が生み出され、失業手当でも打ち切られた。「民族共同体」構成員の誰に強制労働が課せられることになるかは明らかであった。その筆頭にくるのが、国策および経済政策上重要でない産業部門、すなわち繊維・衣料産業に職場をもっていた人びとであった。これらの部門ではユダヤ営業経営のほうが競争力があり、同一産業部門内における原料わりあても優遇されていた。このことから考えて、ゲーリングの指令によって最も打撃を受けたのは、むしろアーリア人経営の中小経営の労働者や従業員であったことがわかる。

「ユダヤ営業経営」に対してなされた原料わりあての10%削減措置の実際的な意味は、四カ年計画経済における労働力と原料の産業部門間における移動を強制的に促進させることであった。原料わりあて量の削減が実施されると、「ユダヤ営業経営」と「アーリア経営」とのあいだに奇妙な関係が生まれるようになった。

3. 偽装アーリア化

1938年初頭、西南ドイツの労働管理官^{*41)}は管轄地区の繊維・衣料産業についてつぎのよ

うな報告をしている。「ユダヤ営業経営への原料わりあての10%の削減によって経営を売却する傾向が強められ、多くの経営がアーリア人の所有するところとなった」。^{*42)}ここでは「10%の原料わりあての削減」と「ユダヤ営業経営がアーリア人の所有になる」ことのあいだの関係について考察する。両者はたんに反ユダヤ政策の過激化の連鎖を意味していたのだろうか。

この時期のユダヤ営業経営の買収、アーリア化現象はどのように説明すべきか。わたしは、いわゆる偽装アーリア化が理念型として有効であると考えている。偽装アーリア化とは、後のゲーリングの1938年4月22日付指令のいう「住民もしくは当局を欺瞞するために、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽する」アーリア化をさす。

偽装アーリア化を生み出した最大の原因は、四カ年計画が不要・不急の経営に加えた経済的な圧迫であった。この圧迫の前には「ユダヤ」経営と「アーリア」経営とのあいだの区別は存在しないのだから、偽装アーリア化とは四カ年計画の圧迫を前にした中小経営のあいだの一種の「共生関係」であったといえる。むしろ強いられる関係であったことは間違いない。だが他方では、共倒れという客観的な危機があり、それが偽装アーリア化を生み出したのである。

当初あてにしていた浮いた原料によるわりあて量の増加が見込まれないことがはっきりし、原料不足が継続することがわかった時点で、アーリア経営はユダヤ経営の原料わりあて分に目をつけ、ユダヤ経営に圧力を加える。他方ユダヤ経営にしてみれば、ドイツ人競争者からの攻撃に耐えず悩まされるよりはアーリアに名義変更するほうがよかった。

「アーリア」経営が「ユダヤ」経営あての原料・外国為替をすべて横領するのは双方にとって不都合であった。そうすればユダヤ経営が操業不可能になり、同経営への原料わりあて自体（10%削減されているとはいえ）がなくなるからである。さらに繊維・衣料産業部門においては、ユダヤ経営の信用・販売網のほうが優っているので、ユダヤ経営を倒産させてしまったら、それを活用できなくなるのである。『ドイツ報告』には、ユダヤ人経営の商店の売却にあたって、ユダヤ人にその「アーリア人顧客」を売却代金に含ませないことや、ドイツ人がすでに売却代金を支払っている場合には、そこから「のれん代」を差し引

くことはできないか、などについて話し合われたことが記されている。^{*43)} これはアーリア化にあたって、ドイツ人がユダヤ営業の販売網を重視していたことを示す史料といえる。

ユダヤ人経営者が（迫害などの理由で）国外に移住することも、また双方にとって利益とはならなかった。この時期ユダヤ人が国外に移住しようとするれば、海外での新生活をほとんど不可能にするほどの税金が課せられ、^{*44)} ドイツ国内に残した資産は国家によって没収されることになっていたため、^{*45)} ドイツ人同業者には何のメリットもなかったのである。

以上の理由のほかに、何よりも双方の経営の経営者、従業員、労働者には職場の解消による強制労働という共通の不安があり、ここに利害の一致を見ることができた。つまり一営業経営としての存続を図ることが重視されたのである。『ドイツ報告』（1935年7月号）には、閉鎖されそうになったユダヤ系百貨店に勤めていたドイツ人従業員や労働者たちが、職場と賃金の確保のため、周囲を取り巻いていた突撃隊に向かって「これがナチズムの正体なんだ！」「これがナチの雇用創出策だ！」とはげしく抗議した様子を伝えている。^{*46)} こうしたさまざまな要因から発生したのが偽装アーリア化であったと、わたしは考えている。

しかし、この時期のアーリア化がすべて偽装アーリア化であったわけではない。他方では公然としたアーリア化も同時進行していた。大規模な企業合併であったために同時代人の目によくとまり、有名企業であったために人々の記憶にも残った。それらが典型的なアーリア化として伝えられた結果、第三帝国下ではユダヤ企業はすべてアーリア化されてしまい、アーリア化が第三帝国の「ユダヤ人政策」のプログラムの一つであったかのような、現在ポピュラーになっている歴史像が形成されたのではないだろうか。

しかし、四カ年計画下の第三帝国指導部の基本的な姿勢はむしろアーリア化の抑止であった。ユダヤ人の経済生活からの排除という場合、それはアーリア化とは必ずしも同義ではなく、むしろ経営の解散ないし閉鎖と結びつくことのほうがはるかに多かったのである。

繊維・衣料産業部門では、1937年末から翌年末にかけて工場のアーリア化がとくに頻繁におこなわれている。^{*47)} これは同産業部門における反ユダヤ利益団体 Adefa^{*48)} が活発に活動していた時期と重なる。下の史料は Adefa のアーリア化についてのべたものである。一

つは公然としたアーリア化についてのものであり、もう一つは偽装アーリア化についてのものである。『ドイツ報告』が伝えるアーリア化は公然としている。

「ベルリンの W8 区、マルクトグラフェン通り 48 番地に本部を置く Adefa は、宣伝省、ライヒ経済省、商工会議所、労働戦線 (DAF) から全面的な支援を受けている。Adefa は既製服部門における対ユダヤ人闘争をおこなっており、第一の目標は、この分野におけるドイツ経営とユダヤ営業経営とのあいだのあらゆる業務上の結びつきを断ち切り、『ドイツの洋服文化』の涵養をはかることにある。Adefa は、銀行の融資というかたちで莫大な資金を自由にできる。この融資は外国為替相談所 Devisen-Beratungsstelle に対してなされており、まさしく、既製服部門が四カ年計画の枠内で輸出を増やし、外貨をもたらす上で効果があるように仕向けられているのである。たとえば、ヘンゼル・モルテンゼン社であるが、同社はかつては 2 万 5000 マルクしか自由にできる金がなかったのに、対 Adefa 融資銀行のシュボンホルツ銀行の援助を受けて、会社創立わずか 4 年というのに、昨年度は 300 万マルクもの売り上げをあげた。Adefa の主要加盟経営は、上にのべた目的のために、加盟しているアーリア経営に対して 4 週間おきに情報資料を送付し、助言を与えている。このやり方は功を奏したとみえ、[1938 年] 4 月 1 日までに、ベルリンにある 40 もの最大規模の既製服店が営業停止もしくはアーリア人の所有するところとなった」^{*49)}

これに対して、ドイツ銀行がアーリア化の促進のために経済集団あてに送った回覧通達の草稿で言及されている Adefa のアーリア化は偽装アーリア化の性格をおびている。ドイツ銀行は「Adefa の方法が推奨できる」としてつぎのようにのべていた。

「[...] あるいは Adefa の方法が、いっそう一般的な方法としてお薦めできるのではないかと存じます。この方法によりますと、経済団体様なりご専門の業者の団体様なりが、団体ご自体として非アーリア経営の引継ぎに参加されるのをお望みでない場合は、問題となっておりますアーリア化に何らかの関係がごありの部門の経営各位が大きく提携されまして、当該ユダヤ営業経営を引き継ぐことは適

当であるとされてはおりますものの、ご自身では必要な資金をご調達なさることができないアーリア化希望者に保証を与えられ、物件の獲得を可能にして差し上げる、ということになります。場合によりましては、関係の経営各位におかれましては、ご専門の方々からなる独自の調査委員会が引継ぎの案件をご検討になり、物的および人的側面について保証に必要な諸前提をご確認の上で、銀行に貸し付けの申し込みをされることとなります。銀行といたしましては、より力のある経営の保証が背後にございます場合には、比較的小規模な、普通でありますとその規模から申し上げて貸し付けの対象とはさせていただかないような経営に対しましても、貸し付けを行うこととなります。以上のような方法をとられることによりまして、経済諸団体様各位におかれましては、つぎのような大きな利点が生ずることとなります。つまり、アーリア化の主導権を握られることで、とりわけ国家の介入、といいますのは政府にとっても不都合なうえに、どこまで広がるかわからない妨害的な作用を回避できるということでもあります。さらに、専門外の者に口出しをさせず、事情によく精通した筋が主導権を握るというこの方法をとりますならば、そうでない場合には計算に入れなくてはならない損失や、市場の混乱も回避されることは明らかであります。そして、保証の貸与に関係される経営各位が、適切な決定と管理とを通じて、リスクを最小限に押さえることにご自身で関心をお持ちになるのであれば、上にのべさせていただきました成果につながる可能性は、それだけいっそう大きくなると申せましょう^{*50)}

ドイツ銀行の草稿は Adefa についてつぎのことを伝えている。一つは Adefa 加盟経営でも「調査委員会」が保証を与えない場合はアーリア化の恩恵にあずかれなかったということ、いま一つはアーリア化に対する国家の干渉が不都合なものとして意識されており、Adefa の方法としてアーリア化が国家の介入を抜きにしておこなえることが強調されていることである。ここには偽装アーリア化の特徴がよくあらわれている。

第三帝国指導部が偽装アーリア化に干渉したのはなぜか。それは偽装アーリア化の蔓延によって「ユダヤ人問題」が消滅し、「ユダヤ営業経営」を標的とした経済統制が不可能になるからである。

ライヒ経済大臣が 1938 年 2 月から 3 月にかけて出した回覧通達は、経済の脱ユダヤ化を推進する意図をもって出されたものである。経済の脱ユダヤ化の推進は、アーリア化および偽装アーリア化の抑制・禁止を意味していた。この時期の回覧通達には以下のような特徴がある。

一つは、削減されたわりあて量を厳格に管理しようとする姿勢である。たとえばライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ経営への原料・外国為替のわりあて」（1938 年 2 月 3 日）^{*51)} では、ユダヤ経営あての削減または完全な遮断によって浮いた原料または輸入わりあて量を、経済諸集団が輸入監視局に報告するとされ、輸入監視局が定められた原則に則って余剰量を活用するとされた。また 1938 年 2 月 16 日付輸入監視局ライヒ全権委員回覧通達「ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて」^{*52)} は、繊維経済輸入監視局にあてに送付したものであるが、ここでも「ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて」に関して講じられた「措置および影響を継続的に四半期ごとに報告すること」「輸入監視局ライヒ全権委員に対しても四半期ごとに繊維経済部門で講じられた措置の影響を見出し付きで要約して報告すること」が要請されている。さらに、全輸入監視局 (I-VI 除く) にあてて発令されたライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて量」（1938 年 3 月 25 日）^{*53)} では、同じく「講じられた措置について、継続的に四半期ごとに報告」することが要請され、さらにつぎのような注文がつけられていた。

「本官〔ライヒ経済大臣〕がとくに重視するのは、報告が以下の数字を含んでいることである。すなわち命じられた削減がまだ行われていない事例がどれだけ（百分率または絶対数）あるのか、また個々の事例について、いかなる理由から削減が行われていないのかである。さらにユダヤ経営にたいして予定された削減措置によって、どれほどの原料および外国為替の額が節約されたのか、またこの額がすでにドイツ経営のために役立てられたのか否か、またどのような方法によって役立てられたかを報告するよう要請する」

二つ目の特徴は、わりあて削減量のいっそうの増大圧力である。先の 3 月 25 日付回覧通達において、ライヒ経済大臣はすべての輸入

監視局に「最低限の要請」である10%の削減割合が超過されたか否か、またどの程度超過されたのかも報告するよう要請した。また「目下、削減の最低率の引き上げが検討されている」と伝え、たうえで「輸入監視局には、これまでの経験からして現時点でどれほど削減率を上げることができるかという点について意見を述べてもらいたい」とした。「この問題を判断するさいは、ユダヤ経営が生存の可能性を失うことなく、どれほどの削減を耐え得るかということを基本的に前提としてはならない。より大きな削減率にとって決定的になり得るのは、個々の経済部門が国民経済的機能を確実に果たすことのみである」と。ライヒ経済大臣から命令された各輸入監視局が、ユダヤ営業経営あてのわりあて削減率を目一杯上げたであろうことは容易に推測できる。

1938年1月4日付ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営」における「基本原則」^{*54)}は、ライヒ経済大臣回覧通達「ユダヤ営業経営の定義づけ」(1938年1月17日)^{*55)}においていっそう厳格にされた。「ドイツ営業経済におけるユダヤ人の影響力の撃退を決定的に進めるため」として、営業経営を非ユダヤ経営であるとする条件を厳格にしたのである。法人において監査役会および取締役会の構成に対する要請が厳格にされ、取締役会においてはユダヤ人の影響力が完全に欠落していることが要求され、監査役会においてはユダヤ人の関与は構成員の最高4分の1しか許容されないとされたのである。

1938年1月4日付回覧通達の「諸原則」は従来、多くの研究者によって「アーリア化の主任設計者」^{*56)}たるゲーリングが「アーリア化の推進のために」^{*57)}発令したものであると解釈されてきた。けれども「諸原則」を素直に、原料わりあてを定めようとしただけのものであると解すほうが史料解釈に無理がない。

わたしは、原料わりあての削減措置とアーリア化とは別の次元で考察されるべきだと考えている。その根拠となるのは、「ユダヤ営業経営」を決めてこれへの原料・外国為替わりあてを減らせば必ずその多くが操業を停止するであろう、そうなればさらに多くの余剰原料と労働力が確保できるであろうとの四カ年計画当局の予想が、偽装アーリア化という思わぬ事態の進展によって重大な障害に直面したという作業仮説である。

アーリア化を監視するナチ党大管区経済顧

問GWB^{*58)}のこの時期の発言、たとえば、「負債を抱えて非経済的な操業をしている経営をアーリア化することは基本的に禁止する」(ベルリン、1938年1月)^{*59)}や、「アーリア化の当面の中止」と題する布告にある「大管区の秩序ある経済および物資の十分な供給にとって存続が不可欠である経営をアーリア人の所有に移すことは基本的に中止する」(ザール・プファルツ、1938年2月)^{*60)}という指示は、アーリア化の進展を裏付けるものである。

これに対して第三帝国指導部がとった対応は、アーリア化を加速させる要因となった原料わりあて削減措置の撤回やわりあて量の増加ではなく、逆に「ユダヤ営業経営」に対するさらなる圧迫であった。ライヒ経済省はユダヤ営業経営を原料供給ばかりではなく公共発注からも締め出して操業停止に追い込もうとしたのである。これは「ユダヤ人問題」の存在とその正当性を前提とした国家指導部の唯一の選択であり、「前方への逃避」でもあった。1938年3月1日付でライヒ経済省が出した部外秘の回覧通達^{*61)}がそれに該当する。この回覧通達は、形式的にはライヒ経済省が堅持してきた公共発注に際してのユダヤ営業経営の平等に終止符を打ったもののように見える。しかし例外規定がなされており、陸軍軍需装備の調達をする一定の「特別な経営」や拔群の輸出業績を挙げている経営が適用を除外されているのである。^{*62)}政策の連続性は明らかである。この回覧通達のなかで興味深いのは、なぜいまユダヤ営業経営を公共発注から排除するのかという理由付けの部分である。

1933年6月の政府の指針では「アーリア人」受注者の優先はあったものの、ユダヤ営業経営の供給の方が有利な場合はこちらが公共発注にあずかるという可能性もあった。つまりユダヤ営業経営への公共発注は純経済的な観点に立っていたのであり、当時は雇用の創出という観点もまた決定的な重みをもっていた。ところが「こうした観点は、失業問題が解消されるのにもなって、ここ数年重要性を失ってきており」今日ではこうした考慮は無用である。「労働市場への望ましくない反作用はもはやそれほど重大なものとはならないと考えられるので、公共発注の領域においてもユダヤ人の影響力をいっそう駆逐することによって、ナチズムの経済政策の原則を考慮することが必要である」^{*63)}

「失業問題の解消」が理由だとされている。たしかにこの時期のドイツの労働市場には、深刻な労働不足に直面するほど失業問題が解消されている産業部門があった。しかし他方では、原料の不均衡配分が原因で半失業状態に陥っている労働者の大群を抱えている産業部門も存在したのである。したがってライヒ経済省の回覧通達の真意は「ナチズムの経済政策の原則」を貫徹することではなく、一方の産業部門から強制的に失業者を生み出し、他方での労働力不足を緩和するために失業者を動員する前提を作り出すことにあったと見るべきである。

ところが指導部のこの意図は簡単には実現されなかった。強制措置の導入によって、かえってアーリア化が加速されたからである。政府の攻撃対象となり得るものが「ユダヤ営業経営」でしかありえない以上、アーリア化はそれに対する確実に安全な盾となった。いまやアーリア化がドイツ経済社会から「ユダヤ営業経営」を、さらには「ユダヤ人問題」を隠蔽することになった。国家指導部にとってこのことは、有効な社会デマゴギーとしての「ユダヤ人問題」を失うことに加えて、「ユダヤ営業経営」に対する管理・統制を、従来のユダヤ人立法というかたちで行う道を絶たれることを意味したのである。

「性急かつ非組織的におこなわれるアーリア化はすべて避けなければならない」1938年3月7日、テューリングゲンの大管区指導者ザウケル Sauckel^{*64} はGWBにあてた命令の冒頭で命じている。^{*65}

第三帝国指導部は四カ年計画の矛盾の産物である「偽装アーリア化」と対決しなければならなくなった。四カ年計画がその足掛かりとし、そこから推力を得ているように見えた「ユダヤ人問題」と反ユダヤ主義は、いまや逆に四カ年計画に向かって、これを阻止する要因になりつつあったのである。

4. 偽装アーリア化対策

こうして第三帝国指導部は「ユダヤ営業経営」と取り組まなければならなくなった。困ったことはこの新たな「ユダヤ人問題」が国策の重要課題と完全に交差するかたちで現れたことである。

1938年末になると労働力不足は約100万人に達する。メイソンは、ベルリン市長がドイツ経済の戦争遂行能力に疑問を呈していた史

料を紹介している。ベルリン市長は「いざというときに、しかも確実に困難となる状況において、従業員の数が減り原料配分がいっそう少なくなることが予想されるなかで、経営と従業員の作業能力を上げることは可能なのか」と懸念を表明したのだった。^{*66} 慢性的な労働力不足を緩和し、原料・外国為替の集中配分を徹底させるためには、可能なかぎり不急・不要の営業経営を操業停止に追い込まなくてはならなかった。しかし、いかにしてそれを行うのか。国家指導部が必要としていたのは経営で働く集団としての従業員・労働者であったから、個としての「ユダヤ人」攻撃の成果は望み得なかった。「ユダヤ営業経営」を攻撃対象にしても同様であった。原料配分を減じても公共発注を取り消しても、営業経営は操業を継続していた。くわえてアーリア化の加速は、国家指導部から「ユダヤ営業経営」に対する管理・統制力さえ奪いつつあった。第三帝国指導部は、いまや事態の進展に決定的な後れをとりつつあるように見えた。

ようやく4月の終わりになって四カ年計画総監ゲーリングは、二つの政令と一つの指令に署名することができた。

- ・ユダヤ営業経営の偽装幫助に対する政令」(4月22日)^{*67}
- ・「ユダヤ人財産の申告に関する政令」(4月26日)^{*68}
- ・「ユダヤ人財産の申告に関する政令にもとづく指令」(4月26日)^{*69}

「偽装禁止令」は「利己的な動機により、経営のユダヤ的性格を故意に隠蔽し、住民または官庁を欺くことに荷担するドイツ国籍所有者」および「ユダヤ人のために法律行為を行ない、その際相手方を欺き、当方がユダヤ人のために行為している事実を秘匿する者」を重懲役および罰金で処罰することを定めていた。アーリア化の交渉を禁じたこの政令には、偽装アーリア化に対する第三帝国指導部の認識が独特の表現で示されていて興味深い。

「財産申告政令」は、「すべてのユダヤ人」は「その国内外の財産」のうち「5000ライヒスマルクを超過」する財産(第3条)について、所定の期日(1938年7月31日^{*70})までに申告し、評価するよう定めたものである(第1条)。^{*71} さらに「四カ年計画総監は、申告義務のある財産のドイツ経済の利益に適った活用を保証するために必要となる措置を講じる

ことができる」(第7条)とした。違反者は懲役刑または罰金と並行して財産の没収を言い渡されるとされた(第8条)。「財産申告政令」で最も重要なのは、「本政令の発効後生じた財産のあらゆる変動(増加あるいは減少)を、その財産変動が通常的生活または通常取引の枠を超過するかぎりにおいて、遅滞なく上級行政官庁に申告しなければならない」(第5条1)とされたこと、および「本政令の発効後に5000ライヒスマルク以上の価値の財産を取得するユダヤ人にも」届出義務が適用される(第5条2)とされたことである。第三帝国指導部はこの「財産申告政令」によって、トランスアクトツィオン^{*72)}としての経済行為、すなわちアーリア化によるユダヤ人財産の変動を把握できるようになった。

「財産申告指令」(同日)では、商工業、農業または林業経営の譲渡もしくは賃貸、ならびにそれらの経営についての用益権の設定について「その法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与する場合、発効には認可を要する」(第1条)こと、「法律行為にユダヤ人が契約締結者として関与しているか否か」を公証人またはその他の証書作成部署が明らかにすべきこと(第4条)が定められた。さらに第7条において「ユダヤ経営またはユダヤ経営の支店の新規開店は、認可を要する」とされ、「認可は、経営またはその支店を開設しようとする者によって申請されなければならない」(第8条)と規定された。

以上の3命令の共通項は、ドイツ国民はユダヤ人財産に勝手に手を付けるな、とくに当局を欺瞞するようなアーリア化はするなというこである。これらはすべてユダヤ人財産、とりわけユダヤ営業経営に対する国家の管理・統制権限の影響力の回復と拡大を意図したものである。

「偽装禁止令」、「財産申告政令」、「財産申告指令」の布告意図に関連して、わたしが興味を覚えるのは、これらの法令に署名したゲーリングがニュルンベルク裁判で行った供述である。担当検事がこれらの法令について尋ねたとき、法令の布告から8年も経った1946年3月の時点でなお彼がよく覚えていたのは「偽装禁止令」と、とくに「財産申告指令」なのである。

ニュルンベルクの法廷における判事の質問は一裁判の性格からして仕方のないことではあるが一ユダヤ人大量殺戮に対するゲーリングの責任を立証することを目的とした誘導尋

問のようなかたちになっている。ニュルンベルク裁判では、期日内に有罪判決を言い渡さなければならないという制約があるため、検事はあらゆる項目についてさまざまな角度から尋問する余裕はなかった。尋問の仕方も、裁判の政治的目的が前面に出ているため、現在のわれわれの関心からすれば適切さを欠いたり的外れになっていたりするものが少なくない。歴史研究者としてはもどかしさを感じるところである。

けれども、これまで明らかにした経緯や背景を念頭において法廷でのやりとりを追ってみると、この問題についてゲーリングがかなり率直に証言していることに逆に驚かされる。ゲーリングは開き直ったわけでも、あり得ない減刑を期待して答弁したわけでもなかった。彼はまさに当時の四カ年計画総監の立場で、戦争経済体制の確立という「経済問題」、すなわち原料配分の問題や労働力配置の問題、社会秩序の維持といった問題と格闘していたときの印象を、正直に開陳したままでののである。裁判記録の問題の箇所を抜き出してみる。ジャクソン Jackson 判事(Jと略記)とゲーリング(Gと略記)とのあいだに、1946年3月20日水曜日の午前中に交わされた問答はつぎのようなものである。^{*73)}

J: それから、あなたは1936年12月1日に法律を發布し、それによると財産を国外に持ち出したり国外に留め置いたりしたドイツ人には死刑が科せられることになっていた。

G: その通りだ。

J: 換言すれば、法を犯した者の財産は国庫に入り、民族裁判所が刑事訴追したということですか。

G: その通り、外国為替保護令だ。政府の認可なく外国に口座を設けた者が対象となる。

J: [職業官吏制度再建法、ニュルンベルク法についてゲーリングの確認をとったのにつづき] あなたの3番目の法律は1938年4月22日に布告されましたが、それは国内のユダヤ営業経営の偽装を処罰するものでした。

G: その通りだ。(Jawohl)

[この間、2回の問答あり]

J: それからあなたは1938年4月26日に四カ年計画の枠内で命令を出し、それによるとユダヤ人の財産は申告されなければならない

かった。つまり国内外にいるユダヤ人はその財産を申告しなければなりませんでした。これに相違ありませんか。

G：そうだと思う。(Ich nehme es an.) 記憶にはない。だがあなたがいま手元にその命令を持っていて、そこにわたしの署名があるのなら、それについては何の疑問もなからう。

J：1938年4月26日、あなたは四カ年計画の枠内で一つの命令を出し、それによればユダヤ営業経営に関する処分は、すべて事前に政府による認可を受けなければなりませんでした。

G：それについては覚えている。(Daran erinnern ich mich.)

J：[1938年11月12日付でゲーリングが出した別の命令について彼の確認をとろうとする]

G：すでにのべたようにわたしは当時出されたそれらすべての法令に署名したのであって、そのことに対して責任をとる。(Ich habe bereits ausgeführt, daß ich diese sämtlichen damals erlassenen Gesetzen gezeichnet habe und dafür die Verantwortung trage.)

アーリア化を国家の積極的な政策と見なす従来の研究においては、総じて財産の申告を定めた「財産申告政令」の意義が強調されている。^{*74)}しかし四カ年計画総監ゲーリングは、ユダヤ人財産の所有権の移動やユダヤ営業経営の存続についての規定・制限を定めた「財産申告指令」について「それについては覚えている」と明言しているのである。このことは当時、偽装アーリア化対策が国家指導部にとっていかに大きな関心事であったのかを裏付けるものである。

「反偽装令」、「財産申告政令」および「財産申告指令」が、アーリア化を促進させるためではなく、逆にそれを制限・阻止するために発せられたことは明らかである。

おわりに

当時の新聞・雑誌の報道を見ると、国家・党当局が一体となって「国民経済の強化」、すなわち戦時経済体制の効率化という方針に沿って経済の脱ユダヤ化を計画的、組織的に推進しようとしていたことがわかる。^{*75)}この政策の結果としての経営の閉鎖や、労働力の配置転換がもたらす犠牲は、もっぱら「ユダヤ

営業経営」のみが負うべきものとされていた。経済集団小売業の年間報告『経済集団小売業—課題と成果 1937年7月～1938年8月』は、つぎのように書いていた。

「小売業における供給過剰と、そこから生じる小売業の浄化の必要性が繰り返し強調されるのであれば、ドイツ経済の脱ユダヤ化こそが小売業の浄化のために役立てられるべきである」。^{*76)}

しかし実際には、ある営業経営を存続させるのか清算するのかの決定は容易ではなかった。経済集団小売業の報告はこう続ける。「ユダヤ営業経営が一般経済と密接に絡み合っていることが原因となって経済的、社会的にさまざまな結果が生じるため、ある経営を清算すべきかアーリア化すべきかという決定は、しばしば非常に責任重大である[...]労働投入担当の当局が気軽に同意を与えることができるほどには、清算がもたらす社会的な諸結果をくい止めることは容易ではない」。^{*77)}

「もっぱらユダヤ営業経営が負うべきもの」とされた経済の脱ユダヤ化は、「六月行動」で見たとおり、実際には多くのドイツ国民を巻き込んで行われたのである。長田は『われらユダヤ系ドイツ人』において、ドイツ・ユダヤ人が「ユダヤ系のドイツ国民」であった事実をふまえ、ホロコーストが「多数派のドイツ人による少数派のドイツ人の殺害」であったと喝破している。^{*78)}長田にならっていうと、経済の脱ユダヤ化とは「少数派のドイツ人の迫害を通したすべてのドイツ人の支配と抑制」であった。

1) ドイツ国民同胞による
ユダヤ経営の引継ぎの遂行に関する指針
(1937年8月11日)^{*79)}

部数番号 第 番。

秘! 職務上の使用に限る!

ドイツ国民同胞によるユダヤ経営の引継ぎの
遂行に関する指針

大管区指導者代理、党員フェッター Vetter は、1936年10月20日付で、ユダヤ繊維・衣料品店のアーリア人所有への移行に関する回状(第69号)を、大管区部局長ならびに管区指導者宛に出した。この回状によれば、発生するすべての事例において審査を担当する大管区経済顧問に知らせるようにとある。

その後、この商店引継ぎのための審査が他の経済部門にも拡大されるべきこと、すなわち繊維・衣料品店に限定しないことが得策であることが判明した。

大管区指導者代理、党員フェッターとの了解のうえで、1937年7月6日付で、ヴェストファーレン州の新聞『赤い大地 Rote Erde』ならびに大管区内の他の新聞紙上に、以下の内容の警告が掲載された：

「商店の移譲に関する重要事項！

ユダヤ経営のアーリア人所有者への移譲にさいしては、契約締結の前に、アーリア人購買者はナチス党ヴェストファーレン南大管区指導部の大管区経済顧問の事務所、ポーフム、ヴィルヘルム通り 15/17 番地、もしくはアーリア人購買者の将来の商店所在地の管区指導部の管区経済顧問に、党がそれに則してアーリア化を承認するところの指針について問い合わせしておくのが得策であるということに注意を喚起しておきたい。事情を公表することは契約締結当事者とりわけ購買者のためになり、そうすることで購買者は最も効果的に望ましくない影響に対して身を守るのである。」

同時に大管区領域に所在地のあるすべての新聞社の経営陣に対しては、いわゆるアーリア化広告の受付にさいしては極めて慎重に対処すること、また大管区経済顧問の事務所に、個々のケースごとに実施された審査の結果を

あらかじめ問い合わせることが要請された。これにより実現されるべきは、

1. 経済における明瞭かつ全体の見通しがきく状況が確立されること、
2. 大管区の機関紙のみではなく、あらゆる新聞が党の努力を支援することである。

ドイツ労働戦線の側でも、ショーウィンドウ用標識 Schaufensterplaketten を早期に手交しない予定である。その結果、住民とりわけ党員は自らの意に反してユダヤ経営またはユダヤ人の影響下にある経営で購入せずに済むことになる。

管区指導者ならびに管区経済顧問には、上述のことが遵守されるよう今後注意されるようお願いする。〔ユダヤ経営の〕引継ぎ契約は、契約の発効前に大管区経済顧問の事務所、もしくは同事務所により任命された経済受託士 Wirtschaftstreuhänder によって審査されるようにしなければならない。そのさい管区経済顧問は、事前審査を通して重要な準備作業をしなければならない。この事前審査は以下の方針にしたがって行なうこと：

1. 購買者または用益賃借人の適性

アーリア化が計画されている場合には、まず購入者もしくは用益賃借人の専門的、政治的および性格的な適性が審査されなければならない。購買者もしくは用益賃借人とのちの経営責任者が同一人物でない場合は、この経営責任者の必要とされる適性についても審査されなければならない。

専門的適性（たとえば小売店舗保護法、手工業能力証明などの規定による）については、生業監督官庁、商工会議所もしくは手工業会議所の管轄が存在する。政治的および性格的信頼性については、通常は所轄の権限者の意見が求められなければならない。

こうした方法により、新たに登場する人物についての完全で明瞭な像を得よう努めていただきたい。その出来がよければ、すでに何度も成功裏に遂行できたように、大管区指導部にそれだけ早く購買者ならびに用益賃借人をユダヤ人の詐欺から守る手立てを講じさせることができるのである。

2. 資本証明

購買者もしくは用益賃借人は、商店の引継ぎに必要な資本ならびに十分な流動経営資産が

自由になることを証明しなければならない。収益性を確保するためには調達されるべき額の 50 ないし 60 パーセントは自己資本でなければならないとするのが妥当である。残余はクレジットで（抵当権、銀行融資または保証融資）工面されてもよい。いずれの場合においても資金の調達にあたってユダヤ資本が受け入れられないよう注意する必要がある。つまり購買者がユダヤ人の再保証にもとづいて銀行の融資を受ける形でもいけない。この理由により、資本証明は〔経営の〕引継ぎの日に必要な「X」ライヒスマルクを自由に使える状態にあったということを伝える銀行の証明書の提示によってはなされ得ない。証明はむしろ、購買者もしくは用益賃貸人が銀行預金口座照合表、財産税納税申告および決定通知、ならびに同様の書類を自由意志で提示するという形でなされなければならない。

3. 使用賃貸借・用益賃貸借契約

使用賃貸または用益賃貸借契約^{*80)}においては基本的に確定使用賃貸借 *Festmiete* が合意されるよう努めなければならない。スライド賃料率、すなわちそのつど変動する月間および年間売上げに応じた賃借料の計算は望ましくない。ユダヤ人元所有者の隠れた利益関与に等しいからである。用益賃貸借率または用賃貸借率の基準としては、たとえば前年度の年間売上の 3 ないし 3.5 パーセントを適切とみなすことができる。

契約においては確定した引継ぎ価格での先買権の決定が目指されるべきであるが、要求してはならない。

賃貸の場合、賃貸人はすべての家屋経費（土地財産税、家屋賃貸料税、下水清掃・ゴミ処理費用、利子その他）を負担しなければならない。

4. 商品倉庫評価

商品倉庫が購入価格の算定にさいして過度に高く見積もられるということがしばしば見られる。明らかな過剰評価が判明した場合は購入価格が吟味されなければならない。購入価格からは、場合によっては後に確定された不足分と、季節に左右される商品（モード製品）について相応の控除がなされなければならない。

同様にこれとは逆のケース、すなわち商品倉庫が低く評価されている疑いのある場合も生じている。おそらく税金対策であろう。そう

した場合には、ユダヤ人元所有者に別の形で財政上の埋め合わせが提供される、〔契約に〕付随する裏取り決めについて調査されたい。

5. 財産目録

購入価格の算定にさいしては財産目録は可能な限りそれまでの消耗（毎年の原価償却）を差し引いた仕入価格で見積もること。財産目録の用益賃貸借^{*81)}に対しては用益賃貸料が応分の範囲内（3～3.5%）にあれば、何ら異議を差し挟むべきものではない。だが一般的には財産目録の用益賃貸借は賃貸料に含まれる。

6. 納品契約

納入契約ならびに他の拘束、たとえばユダヤ人納入業者、共同購入組合、コンツェルンとの連結契約は、現時点で別の購入の可能性が存在するなら、期日が設定でき次第、解約されなければならない。何らかの理由で解約ができないときは、念のため引継ぎ契約の構想に異議を申し立てる必要がある。

7. 複数の購入者による商店の引継ぎ

複数の購入者によるユダヤ経営の引継ぎにおいては、定款の締結にさいして、一人または複数の所有者が脱退する時に〔有限会社社員などの〕持分をユダヤ人に譲渡しないことを新しい所有者に義務づけなければならない。

8. 契約、帳簿、及び経営の検査

ほとんどすべての場合において経済受託士による精査の必要は避け得ないであろう。大管区経済顧問はこの場合、管区経済顧問の提案も踏まえたうえで、政治的に完全に信頼の置ける経済受託士に検査を委託することになる。経済受託士は同時に管区経済顧問の名誉職の協力者でもあることが望ましい。もちろん経済受託士は、多くの場合非常に手間のかかる検査費用を購入者または用益賃貸借人に請求してもよい。というのも経済受託士は職務上検査を行なうからである。この点についてこれまでのところ問題は生じていない。大抵の場合、購入者または用益賃貸借人本人が異論の余地のない引継ぎを党に対して証明することに最大の関心をもっているからである。これはあとで購入者との間に問題が生じないようにするためである。

9. ユダヤ人従業員

商店の引継ぎにさいしてはユダヤ人従業員と一緒に引継ぎではない。むしろ期日が設定でき次第、解雇されなければならない。そのさいは法的規定をとくに遵守のこと。

10. 新聞紙上でのアリア化広告

管区経済顧問は、そのアリア化が大管区経済顧問の事務所によって認可されていない経営が、日刊新聞や地元新聞、そのほかの市民新聞に広告を出していないか監視する責任を有する。これに関する報告は証明資料を添えて直ちに大管区経済顧問の事務所に送付すること。

11. 一般的適用

アリア化の事例は当然千差万別であり得るので、上述の一般的な指針しか作成できなかった。特別な疑問が生じた場合には大管区経済顧問の事務所に問い合わせてもらいたい。本指針の発行は、アリア化の促進を目的とする党の行動の開始を意味するものではない。むしろ、事態の自然な展開に任せておくのがさしあたり正しい方策であろう。なぜならアリア化されるべき経営を、まずは「売却可能な状態」にもっていくのが目的にかなうからである。

ポーfum, 1937年8月11日 Ba / C.

大管区経済顧問 署名 パオル・プライガー
委託を受けて 大管区本部長 (バラー)

2) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 40181/37 「ユダヤ経営への外国為替および原料のわりあて」 (1937年11月27日)^{*82)}

II R 40181/37

ベルリン, 1937年11月27日 W 8, ベーレン通り43番地

宛先 輸入監視局 VII から XXVII ライヒ全権委員 一親展一

用件: ユダヤ経営への外国為替および原料のわりあて

I.

1936年6月8日付ライヒ外国為替管理局の一般秘密指令(88/36We.St.)によって輸入監視局に以下の権限が付与された。すなわち商品輸入について、以前には輸入取引に参入していなかったが、外国為替わりあて証明の額

を鑑みて経済活動のいっそうの発展を期待できる経営に、特別な場合、外国為替わりあて証明を与える権限である。この指令によって、商品輸入へのユダヤ経営の関与を検査し、ドイツ経営の影響力を拡大させるためにユダヤ経営の関与を抑制する可能性が輸入監視局に与えられた。本官は、先の指令をこの意味で適用することにいっそう意を注ぎ、将来的にはユダヤ人輸入業者に対するドイツ人輸入業者の優位を確立すべく同指令を適用することを要請する。

これに必要な措置として、さしあたり以下を指示しておく:

1.) ユダヤ経営の輸入わりあては以下の観点にしたがって検査する必要がある。すなわちユダヤ経営に対する外国為替わりあて額が、経済状況の進展にともなって、ユダヤ経営における原料消費の減少(本指令の第II項参照)、および既に生じているか将来予想される顧客の流出を考慮に入れた場合、妥当なものであるかどうかである。

この検査は、継続的に繰り返す必要がある。

2.) ユダヤ経営の輸入わりあての増加はありえない。外国為替の追加わりあてにユダヤ経営は基本的に与えることはない。

このほかに輸入監視局がどのような措置を講じることができるかは、個々の経済領域の状況による。

II.

ユダヤ経営は無条件でドイツ経営の後景に退かなければならないという原則は、国内的管理統制でも貫徹しなければならない。管理統制の形態に応じて、方策は個々の輸入監視局でさまざまであろう。そこで本官は統一的に以下の基本原則にしたがって処理するよう要請する:

1.) ユダヤ経営のわりあて(加工、購入、在庫維持ならびに取り引きわりあて)は一律に10%削減する。この削減は一基本額が定められている場合一基本額に修正を加える必要がある。基本額もしくは加工額が通告されたなら、当該ユダヤ経営はこの削減を1937年10月20日付遂行政令第1条第2-4項(ライヒ官報I, 1133頁)にもとづく通達によって了解しなければならない。この通達に理由付けは不要である。

2.) 原料配分にさいしての特典—たとえば基本額の増加，特別な加工わりあての承認—もしくは，わりあて以外のその他の配分は，ユダヤ経営に対しては基本的に外される。製造業者または加工業者へのわりあてとは別に，おもに公共の利益のために与えられるわりあて—国境地帯[*]の経営または経済的に重要な注文の遂行に対する特別わりあて—は，ユダヤ経営に対しては，特別な検査後にのみ個別に認可されてもよい。

[*] 国境地帯 Grenzlandgebiete とは，①ズデーテン・ドイツ地方，②オストマルク，③バイエルン・オストマルク地方（Hof, Marktredwitz, Weiden, Schwandorf, Cham の労働局管区，ドナウ川北岸の労働局管区の一部 Straubing, Deggendorf, Passau），④ザクセン地方（Oelsnitz, Plauen, Auerbach, Schwarzenberg, Annaberg, Stolberg, Marienberg, Freiberg, Dippoldiswalde, Pirna, Bautzen, Löbau, Zittau のアムツハウプトマンシャフト〔ザクセンの古称〕），⑤ライヒ東部国境地帯：a) Hoyerswerda 地区を除く Schlesien 州，b) Brandenburg 州においては Merzeritz, Schwerin, Züllichau-Schwiebus, Ost-Sternberg, Landesberg 地区，c) Pommern 州においては Posen-Westpreußen 行政地区，Bütow, Rummelsburg, Lauenburg, Dramburg, Neu-Stettin, Stolp 地区，d) Ostpreußen 州），⑥ Schleswig-Holstein 州においては Flensburg, Süd-Tondern 国境地区，⑦西部：a) ライン州においては Düsseldorf, Aachen, Trier の行政地区のライン左岸地方および Birkenfeld 地区，b) ザールラント，c) バイエルン・プファルツにおいては Zweibrücken および Pirmasens 地区をさす。^{*83)}

3.) 新たな許可または認可にさいしては，同等の資格の場合はドイツ人申請人を無条件で優先させなければならない。

4.) ユダヤ経営に対するわりあては，そのわりあて量が十分に消費されなかったり顧客の流出が生じたりした場合は，1.) で予定されたわりあて削減を超過して削減してもよい。わりあての削減部分はドイツ経営に委ねることができる。

III.

本指令の第 I. と第 II. でのべられた措置は，その遂行が明らかにドイツの輸出を損なう場合は見合わせなければならない。

輸入監視局が外国籍のユダヤ経営に対して先に述べた措置を講じようとしている場合は，遅滞なく本官に報告しなければならない。

予定の措置を遂行することで，輸入監視局はかなりの量の原料と外国為替を蓄えることになるが，それらは特別な目的に役立てられる。これによって輸入監視局には，育成する価値のあるドイツ経営を特別わりあてによって支援する可能性が与えられることになる。本官はこの関連においてとくに，輸入監視局 VII ~ XI あて 1937 年 6 月 16 日付指令 (II R 21081/37) および 1937 年 7 月 30 日付指令 (II R 26991/37) を指摘しておきたい。これによって輸入監視局にはさらに，ユダヤ人の占拠率が高い経済部門におけるドイツ経営の新規設立を助成する可能性が与えられるのである。

本官は，本指令の遂行において講じられた措置について，四半期末ごとに継続的に一初回は 1937 年 12 月 31 日付—報告するよう要請する。各報告は 2 通の複写を添付すること。代理として 署名ポッセ博士
委託を受けて 官房職員 署名公印

3) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 45578/37 「ユダヤ経営への外国為替および原料のわりあて」
(1937 年 12 月 15 日)^{*84)}

II R 45578/37

ベルリン，1937 年 12 月 15 日 W 8，バーレン通り 43 番地

宛先：輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員—親展—

用件：ユダヤ経営への外国為替および原料のわりあて

外国為替および原料の統制開始前，または統制の初期年度に定められた査定期日を基準として外国為替および原料をわりあてた結果，ユダヤ経営が今日なお商業と商品生産に大きく関与する状況がもたらされた。その規模は，経済におけるユダヤ人の影響力の排除という根本的要請に答えられず，事態の展開にもふさわしいものではない。商品輸入については，1936 年 6 月 8 日付の輸入監視局の全般的秘密指令 (88/36 Ü.St.) が，外国為替の認可は，比較時期内の輸入関与の規模を基準に硬直的に定めてはならないとすでに規定している。輸入監視局は 1937 年 11 月 27 日，ユダヤ経営への外国為替および原料のわりあてについて

新たな指示を受けている。この規定を補完し、本官は次のことを定める：

I.

輸入監視局は、1937年11月27日付指令（II R 40181/37）において予定された再検査のほかにも、ユダヤ経営における以前の査定期日を維持することが今なお正当かどうかも検討しなければならない。この検査は、個々の場合においては外国為替わりあてと原料わりあてに適用すること。

外国為替管理の開始時点またはその初期年度における輸入額は、今後は通常ユダヤ経営の輸入わりあて量の査定基準としてはならない。外国為替わりあて量はむしろ、それより後の時期（たとえば1936/37年度）の輸入関与分に依拠すべきである。

同様に将来的には、国内的管理の領域におけるわりあて量（加工、購入・在庫維持ならびに取り引きわりあて量）の付与にさいして、前述の基本原則の履行が、大半が1933年と1934年になっているユダヤ経営の比較期日を維持することと矛盾しないかどうか検討すべきである。一般的に、ここにおいてもユダヤ経営については、比較的後年の比較期日を選択しなければならない。なお1937年11月27日付指令で予定された10%のわりあて削減は最小限の要求に過ぎないので、適切な場合にはこれを超過してもよい。

II.

1937年11月27日付の指令によると、節約された外国為替および原料はとりわけ以下のことに用いられる。

1. 支援に値するドイツ経営に特別わりあてを与えること。
2. 国境地帯の窮状を緩和すること。
3. ユダヤ人がつよく関与している経済部門におけるドイツ経営の新規設立を支援すること。

本官はこの関連において1937年5月28日付指令（II R 18659/37）ナチス運動古参党員のための特別規定をとくに指摘し、節約された分量の一定部分をこの目的のために確保するよう要請する。1937年5月28日付指令は、将来的には輸入わりあての配分にも適用される見込みである。

III.

ある経営がユダヤ経営と見なされ得るかど

うかについて疑義がある場合、輸入監視局は所轄の商工会議所の鑑定を求めることができる。商工会偽証は本官からさらに詳細な指示を受けることになる。疑義が生じる場合は、最終的な法的規定がなされるまでは本官に報告されたい。

疑義がある場合には解決が必要とされることもあるだろうが、そのことでユダヤ経営として知られている経営に対する必要な措置の遂行を遅らせてはならない。

職務の遂行を委託されて 署名 ゲーリング プロイセン首相

検認 署名 公印 司法書記官

4) ライヒ経済省第 IIB 部長 II R 43799/37

「国境地帯へのわりあて」

(1937年12月29)^{*85)}

第 II B 部長 II R 46799/37, ベルリン, 1937年12月29日

第 II B 部の全課長ならびに課員宛て IV B 課へも伝達

要件：国境地帯への原料わりあて

1937年6月16日付指令（II R 21081/37）により、輸入監視局 XII から XXVII に対して国境地帯の窮状を適切な手段によって、とくに過酷な損害を被っている場合は特別わりあてによって損害を除去する指示が出された。紡績原料領域の輸入監視局（VII～XI）は、1937年7月30日付の指令（II R 26991/37）によってしかるべき指示を受けている。この指令にもとづいて輸入監視局が導入した措置は、たしかに国境地帯の窮状を個々の点において緩和したのであるが、国境地帯の原料供給状況を同等にするという目標は目下のところ達成されていない。最近さまざまな部署から、国境地帯における原料供給の不足のために、労働力がかなり流出し、しばしば不満が増大しているとの苦情や非難があがっている。これは国政上の重大な危険を意味している。こうしたことが確認される以上、国境地帯の原料供給の改善をあらゆる困難を排して是が非でも推進しなければならない。

1937年11月27日の指令（II R 40181/37）および1937年12月15日付指令（II R 45578/37）において企図されていたのは、ユダヤ経営へのわりあて削減によって節約された分量を国境地帯の支援のためにも役立てる

ということであった。先の両指令を遂行するためには、輸入監視局は原料わりあて体制ならびに個々のわりあて量の見直しを広範にわたって行わざるをえない。この関連において国境地帯の振興に不可欠の措置も優先的に考慮されるようになることを要請する。本官は、個々の専門領域においてこれまで講じられてきた措置が全体として一いくつかの例外を別とすれば十分ではなく、ゆえに国境地帯支援のためのさらなる措置が不可避となつてきていることを今一度強調しておく。

代理として 書名クリューガ博士

5) ライヒ経済大臣回覧通達 IV 45791/37

「ユダヤ営業経営」

(1938年1月4日)^{*86)}

ベルリン、1938年1月4日

ライヒ経済会議所内商工会議所共同事業団、
ベルリン宛

要件：ユダヤ営業経営

ユダヤ経営への外国為替ならびに原料のわりあてに関する輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員あて 1937年12月15日付回覧通達 (II R 45578/37) おいて、ある経営がユダヤ経営であるかどうかについて疑念が生じた場合は所轄の商工会議所に問い合わせよと定められている。

情報の伝達にさいしては、ユダヤ営業経営の法的確定を保留し、さしあたり以下の基本原則にしたがって行動すること。

- 1.) 個人経営の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。
- 2.) 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
- 3.) 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
 - a.) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合
 - b.) 監査役会のメンバーについて4分の1以上がユダヤ人である場合、または、
 - c.) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合、すなわちユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、社員総会など）の議決ができない程度に決定的である場合。〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意が必要とされ

るのが、法律が特別の過半数を定めている議決に必要な場合のみであるときは存在しないものとする。

株式会社もしくは株式合資会社において、本命令の布告時点で取締役会員のなかに一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の中に4分の1以下のユダヤ人しかいない場合は通常、ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関与していないと仮定しうる。

4.) 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。

疑義がある場合は、決定のため本官に提示されたい。

本官は、商工会議所にしかるべく伝達するよう要請する。

業務の遂行を委託されて

署名 ゲーリング プロイセン州首相

6) ライヒ経済大臣回覧通達 IIR 710/38

「アーリア化された経営のわりあて」

(1938年1月8日)^{*87)}

ライヒ・プロイセン経済大臣

ベルリン W8 1938年1月8日

輸入監視局 VII-XXVII ライヒ全権委員あて

要件：アーリア化された経営のわりあて

I.

本官の1937年11月27日付指令 (II R 40181/37) および1937年12月15日付指令 (II R 45578/37) の遂行によって、将来的にかなりの数のユダヤ経営がドイツ人の手に移ることが見込まれる。この関連でにおいて、旧ユダヤ経営がドイツ経営へ移行した後、わりあて量はどのように取り扱われるかという問題、とくに経営のアーリア化によって、それまで命じられていた削減を撤廃すべきかどうかという問題が提起される。

この問題の決裁にさいしては以下の検討が決定的となる。すなわち先述の2つの指令によれば、ユダヤ経営あてわりあて量の削減によって節約された量はつぎの目的のために用いられることになっている。

1. 援助するに値するドイツ経営に特別わりあてを与えること
2. 国境地帯の窮状を緩和すること
3. ユダヤ人の占有割合がとくに高い経済部門におけるドイツ経営の新規設立を支援する

こと

4. ナチズム運動の古参党员（経営所有者である古参党员が党争時代に運動に参加したことで経営が損害を被ったことが証明された）に埋め合わせをすること

要するにユダヤ経営における削減によって生み出された予備の原料・外国為替は、国政上・経済政策上重要な一定の諸目的と密接に結びついているのである。これらの目的の達成は、アリア化の完了後、輸入監視局が詳細な検査なしにわりあて量を元にもどすなら妨げられるおそれがある。またかなり前（比較的）の数年間、商売が順調に展開していたためにユダヤ経営のわりあて量が比較的大きかったことがしばしばあったことを考慮するなら、アリア化にともなう困難によるものであれ、わりあて量の補填は一般的に必要ないであろう。

アリア化された経営へのわりあて分配に関して統一的な運用を保証するため、今後は以下の原則にしたがって行動するよう要請する。

1. アリア化の前に行われたわりあて量の削減は基本的にそのままとする。ただしアリア化のあとにユダヤ経営に対して命じられた削減またはその他の措置は、アリア化された経営には適用されない。
2. 公の利益が存在するのであれば、わりあて量の全量もしくは一部分を旧状に復帰させ、その後命じられた特別わりあてがあれば、これを与えてもよい。公の利益というのはとりわけつぎの場合に存在する。
 - a) アリア化の結果、当該経営が本指令第2段落に記された経営の4集団の一つに属し、その特別な振興に輸入監視局が責任を負う場合、または
 - b) アリア化された経営が削減されたわりあて量では存続不可能で、しかも社会・経済政策的、税制上またはその他の公の理由から、その経営の維持が必要である場合。
3. ゆえにわりあて量は、個別の事例を一つ一つ特別に検査したあとでなければ補填してはならない。そのさい個人商人と人的会社によるユダヤ経営の獲得は、コンツェルンの形成を回避し、健全な中間層を促進するものであり、基本的に望ましいと判断する。

II.

1937年12月15日付指令によって本官は輸

入監視局に、ある経営をユダヤ経営と見なすべきかどうかについて疑義がある場合は所轄の商工会議所の鑑定を仰ぐよう指示した。その後商工会議所はある方針を与えられた。その方針によれば、商工会議所は一ユダヤ営業経営の概念の法的定義を保留したうえで—

1. 個人経営の営業経営は、その所有者がユダヤ人であるならばユダヤ営業経営と見なされる。
2. 合名会社もしくは合資会社の営業経営は、ひとりの無限責任社員がユダヤ人である場合、ユダヤ営業経営とみなされる。
3. 法人の営業経営は以下の場合ユダヤ営業経営とみなされる。
 - a) 法的代表者のなかにユダヤ人がいる場合
 - b) 監査役会のメンバーについて4分の1以上がユダヤ人である場合、または、
 - c) ユダヤ人が資本または議決権において決定的である場合、すなわち、ユダヤ人の同意がなければ最高管理組織（株主総会、社員総会など）の議決ができない程度に決定的である場合。〔ユダヤ人の〕決定的な関与は、ユダヤ人の同意が必要とされるのが、法律が特別多数を定めている議決に必要な場合のみであるときは、存在しないものとする。

株式会社もしくは株式合資会社において、本命令の布告時点で取締役会員の中に一人もユダヤ人がいない、または監査役会員の中に4分の1以下のユダヤ人しかいない場合は通常、ユダヤ人が資本または議決権において決定的に関与していないと仮定しうる。

4. 営業経営はさらに、それが事実上ユダヤ人の支配的な影響下にある場合、ユダヤ営業経営とみなされる。

商工会議所は、疑義がある場合本官の決裁を得るよう命令されている。

委託を受けて 署名：ザルノフ

7) ライヒ経済大臣回覧通達 IV 15307/38

「ユダヤ営業経営の定義づけ」

(1938年1月17日) ^{*88)}

第IV/3課のための写し

- a) 総統代理 ミュンヒェン ブラウエスハウス
- b) ライヒ・プロイセン内務大臣 ベルリン
- c) ライヒ法務大臣 ベルリン宛て

要件：ユダヤ営業経営の定義づけ

ドイツ営業経済におけるユダヤ人の影響力の撃退を決定的に進めるために、本官は本官の職務領域にある輸入監視局あて 1937 年 11 月 27 日付および 12 月 15 日付の両秘密指令（貴官には 1937 年 12 月 20 日付書簡-IIR 46070/37-によりすでに配布済み）によってつぎのことを命令した。すなわち、ユダヤ経営あての原料わりあては全般的かつ即座に当面少なくとも 10%削減し、ユダヤ経営あての外国為替わりあてを継続的に追検査することである。営業経済組織の諸集団には、諸集団が正式なわりあて手続き以外で原料わりあてに影響力を行使するかぎりにおいて同様なことが命じられている。

経済政策上とくに重要なこの命令を遂行するためには、所轄の部署に明確な方針を示すことが必要になる。すなわち所轄の部署がどのような前提のもとである経営をユダヤ経営と見なしそのように処遇すべきかという方針である。ゆえに本官は、輸入監視局ならびに営業経済組織のうち該当の経済集団は、疑わしい場合、所轄の商工会議所の鑑定意見を聞くよう命令しておいた。また商工会議所には、同様に同封してある本官の 1938 年 1 月 4 日付指令の写しによって基本原則を伝えておいた。この基本原則とは、さしあたり予定されている法的規定ができるまでは、それにもとづいて非ユダヤ営業経営とユダヤ営業経営の定義をすべき基本原則である。

内容的には、商工会議所に伝えた方針は基本的に国家公民法第三政令草案の当該条項を範にとっている。すなわち第三政令草案が当時すでに関係の全部署の同意、および総統兼首相の承認も得ていたということである。しかしその後の展開に相応して、法人において監査役会および取締役会の構成に対する要請はつぎの点で厳格にされた。すなわち取締役会においてはユダヤ人の影響力が完全に欠如していることが要求され、監査役会においてはユダヤ人の関与は構成員の最高 4 分の 1 しか許容されないという点である。

1938 年 1 月 4 日付指令は、状況が必要ならしめた間に合わせの一次的な諸措置にすぎない。本官は計画中国家公民法第三政令の一刻も早い完成を願うものであるが、この第三政令が布告されるならば、この一次的な命令は直ちに効力を失うことになる。委託を受けて 署名ホッペ博士

8) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 2723/38

「ユダヤ経営あてわりあて削減」

(38 年 1 月 27 日) ^{*89)}

輸入監視局 (I-VI 除く) [繊維経済輸入監視局 Hammer 氏あて]

要件：ユダヤ経営あてわりあて削減

本官の 37 年 11 月 27 日付指令-II R 40180/37-および 37 年 12 月 15 日付指令-II R 45578/37-で定められた規定によって以下の問題が頻繁に生じた。すなわち輸入監視局はユダヤ人輸入業者の輸入わりあて量の削減部分をドイツ人輸入業者に再分配しなければならないのか、あるいはそのかぎりにおいてはドイツの工業・経営の輸入わりあて量も増加させられ得るのかという問題である。

先の指令はもっぱら経済におけるユダヤ人の影響を排除するという目的で出された。この指令によって営業経済の構造を根本的に変化させる、たとえば商業と工業の比率を変えるとか商業を供給機能から除外するといったことは意図していない。商業は健全で合目的な経済過程に不可欠のものである。

輸入監視局は、削減されたわりあて量の分配の決定にさいしてはこのことを考慮しなければならない。ゆえにユダヤ人小売業者のわりあて量を削減するにあたって、それに応じてドイツ人工業・経営の輸入わりあて量を増やすことは基本的に禁じられる。商業において削減されたわりあて量は基本的には再度商業において、工業において削減されたものは基本的には再度工業において役立てるようすべきである。工業ならびに商業に対するわりあて量の現在の比率は、全体としてみれば、先の削減によって変更されてはならない。委託を受けて 署名：ザルノフ ライヒ経済省公印

9) ライヒ経済大臣回覧通達 II R 3977/38

「ユダヤ経営への原料・外国為替のわりあて」

(1938 年 2 月 3 日) ^{*90)}

宛先：輸入監視局 IX 綿糸・綿織物ライヒ全権委員あて—わたし信—

要件：ユダヤ経営への原料・外国為替のわりあて

貴官が営業経済組織および管理統制を委託された場合、関係する集団には本官の 37 年 11 月 27 日付指令-II R 40180/37-および 37 年 12

月 15 日付指令-II R 45578/37-の原則を、しかるべく秘密裏に伝達するよう要請する。諸集団には集団に委託された管理措置の遂行にさいして同原則を適切に適用するよう指示を出すこと。ユダヤ経営あての削減または完全な遮断によって浮いた原料または輸入わりあて量は、諸集団が貴殿に報告することになっている。余剰量の活用については、そのために設けられた原則にしたがって貴殿が決定することになる。

委託を受けて 署名：クヴァソフスキ博士
ライヒ経済省公印 検認：署名 司法書記官

10) 輸入監視局ライヒ全権委員回覧通達
「ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて」

(1938 年 2 月 16 日)^{*91)}

宛先：Hammer, Guthmann, Fischer, Abel, Roth und Winter

要件：ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて

表記に関して講じられた措置および影響を継続的に四半期ごとに報告すること。輸入監視局ライヒ全権委員に対しても四半期ごとに貴殿の部門で講じられた措置の影響を見出しを付きで要約して報告すること。とりわけライヒ経済省の本件にかんする指令の遂行にさいして節約された基本わりあて量および輸入価値限界^{*92)}ならびにその再利用の額についての情報が必要である。ゆえに関係部署においてこれに関して継続的に記録を作成することが望ましい。

ライヒ全権委員，ベルリン，1938 年 2 月 16 日

11) ライヒ経済会議所 664/38
「ユダヤ営業経営」

(1938 年 2 月 21 日)^{*93)}

商工会議所宛て

要件：ユダヤ営業経営

ある商工会議所から問い合わせがあった。個々の経営から商工会議所に、アリア経営たる資格の認証してもらいたいとの願いが時おり出されることがあるが、商工会議所は証明書を発行することでこの願いに応じてよい、というものである。この件にかんして我われがライヒ・プロイセン経済大臣に照会

した結果、つぎのような回答を得た。

「商工会議所には 1938 年 1 月 4 日付指令で、どのような基本原則にしたがって非ユダヤ経営とユダヤ経営とのあいだの区別をすべきかという指示を与えておいた。したがって商工会議所が申請に応じて個々の経営に、その経営が先の指針にしたがって非ユダヤ営業経営と見なされるか否かという証明書を発行することに対しては何の懸念もない。」

再発令された前述の指令の内容を心にとどめ、しかるべく処理するよう要請する。

ライヒ経済会議所 委託を受けて 署名

12) ライヒ経済大臣回覧通達 S 47/38
「ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて量」

(1938 年 3 月 25 日)^{*94)}

宛先：全輸入監視局 (I-VI 除く)

要件：ユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて量

37 年 11 月 27 日付指令-II R 40180/37-によれば、輸入監視局はユダヤ経営あて外国為替・原料わりあて量にかんする本官の指令を遂行するにあたって講じられた措置について、継続的に四半期ごとに報告しなければならない。このことを念頭において 1938 年 3 月 31 日締め報告を遅くとも 1938 年 4 月 5 日までに、本指令の文書整理記号を示したうえで 3 部、本官に提出するよう要請する。

報告は可能な限り詳細にまとめるよう要請する。本官がとくに重視するのは、報告が以下の数字を含んでいることである。すなわち命じられた削減がまだ行われていない事例がどれだけ (百分率または絶対数で) あるのか、また個々の事例について、いかなる理由から削減が行われていないのかである。さらにユダヤ経営にたいして予定された削減措置によって、どれほどの原料および外国為替の額が節約されたのか、またこの額がすでにドイツ経営のために役立てられたのか否か、またどのような方法によって役立てられたかを報告するよう要請する。

1937 年 12 月 15 日付指令-II R 45578/37-によれば、原料わりあて量の削減に見込まれた削減割合の 10%は最低限の要請にすぎず、適切な場合にはそれを超過してもよい。本官は、この削減割合が超過されたか否か、またどの程度超過されたのか報告するよう要請する。

目下、削減の最低率の引き上げが検討され

輸出経営の脱ユダヤ化」〔抄訳〕

(1938年10月27日)^{*96)}

ドイツの外国貿易の特別の意義に鑑みた特別規定。1937年に輸出額が10万マルクを超過した経営の脱ユダヤ化にさいしては、認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない。

【附記】本稿は2014-2016年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号26370884）による研究成果の一部である。

ている。輸入監視局には、これまでの経験からして現時点でどれほど削減率を上げることができるかという点について意見を述べてもらいたい。この問題を判断するにさいしては、ユダヤ経営が生存の可能性を失うことなく、どれほどの削減を耐え得るかということを経営的に前提としてはならない。より大きな削減率にとって決定的になりうるのは、個々の経済部門が国民経済的機能を確実に果たすことのみである。

委託を受けて 署名：ミヒェル博士 ライヒ経済省公印

13) ライヒ経済大臣指令 S 1059/38

「ユダヤ営業経営」

(1938年5月19日)^{*95)}

ベルリン、1938年5月19日

ライヒ輸入監視局全権委員 VII ~ XXVII 宛て
1938年1月8日付指令に続けて (II R 710/38)

要件：ユダヤ営業経営

本官の1938年1月8日付指令 (II R 710/38) II 3頁で伝えた、ある営業経営がユダヤ経営と見なされるか否かという問題についての指針はつぎのように変更される：

法人の営業経営は今後、非ユダヤ人営業経営と承認されるためには基本的に次のことが要求される。すなわち監査役会にも一人のユダヤ人も所属しておらず、また会社の資金についてはその3/4が非ユダヤ人の社員もしくは株主のものでなくてはならない。

従来の方針にもとづき、営業経営が非ユダヤ経営と認められるが、新しい方針にしたがえばもはや非ユダヤ経営と認められない場合、こうした営業経営は1938年6月31日？〔ママ〕までにしかるべく転換するようにさせること。

商工会議所は、疑問が生じた場合または現在の指針を遂行すれば経済全般に悪影響が出ることを憂慮しなければならない場合は、本官の裁可を得るよう命ぜられている。このことは同様の事態が起こった場合、輸入監視局にも当てはまる。

委託を受けて ベルチュ博士 ライヒ経済省印

14) ライヒ経済大臣回覧通達 III Jd. 2/6610/38

「1938年4月26日付指令の遂行

-
- *1) 1934年2月27日付ドイツ経済有機的構築準備法 Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. Februar 1934, *RGBl.*, I, pp. 185-186.によって、それまでの自由な経済諸団体と利益共同体は強制的に解散されるか新設の組織に統合・編入された。ナチ経済体制は「排他性の原則」「指導者原理」「強制加盟の原則」の3つの原則を軸に編成された。
- *2) 『東亜大学紀要』第5号(2005年11月) p. 23-32.以下『東亜大学紀要』『総合人間科学』に掲載された拙稿はすべて「山口県大学共同リポジトリ」で検索・ダウンロード可能である。
- *3) 『東亜大学紀要』第18号(2013年9月) p. 37-45.
- *4) Timothy W. Mason, *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936-1939* (Opladen, 1975), Dok. 41, p. 366.
- *5) 『東亜大学紀要』第21号(2015年9月) p. 1-12.
- *6) 短縮労働者は「労働忌避者 Arbeitsscheie」「反社会分子 Asoziale」とされ、強制収容の対象とされた。Erlaß des Chefs der Sicherheitspolizei und des Sicherheitsdienstes Reinhard Heydrich an die Kriminalpolizeistellen (Berlin, 1. Juni 1938). in: Ayaß, Wolfgang (bearbt.), *"Gemeinschaftsfremde". Quellen zur Verfolgung von "Asozialen" 1933-1945* (Koblenz, 1988), Nr. 66, pp. 134-135.
- *7) 『総合人間科学』第2巻第1号(東亜大学総合人間・文化学部, 2002年3月) p. 53-70.
- *8) 『総合人間科学』第3巻(東亜大学総合人間・文化学部, 2003年3月) p. 97-120.
- *9) Bajohr, Frank, "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arischer" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *"Arisierung" im Nationalsozialismus. Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt/M., 2000), p. 15.
- *10) Bajohr, *ibid.*, pp. 15-16.
- *11) *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof (IMG)*. Bd. 9, p. 504.
- *12) 任期 1937年11月26日～1938年2月5日。ゲーリングの前任者はライヒスバンク総裁シャハト Schacht, Hjalmar, 後任はゲーリングの腹心フンク Funk, Walter.
- *13) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: Bundesarchiv (BA). R 8 I / 76.
- *14) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.
- *15) Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937. in: Staatsarchiv Münster, Gauleitung Westfalen-Süd, Gauwirtschaftsberater (GWB) 648.
- *16) Dritte Verordnung zum Reichsbürgergesetz vom 14. Juni 1938. in: *RGBl.*, I, pp. 627 f.
- *17) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.
- *18) [史料編2]参照] Der Reichswirtschaftsminister an die obersten Reichsbehörden usw., III WO 19080/38, Betr.: Vergebung öffentlicher Aufträge; bevorzugte Berücksichtigung auftragsbedürftiger Grenzgebiete vom 17. Okt. 1938, in: BA. R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft, 76.
- *19) Der Leiter der Unterabteilung II B, II R 43799/37. Berlin, den 29. Dez. 1937. Betr. Rohstoffzuteilungen an die Grenzgebiete. in: BA. R 3101-11605, 68.
- *20) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938, Reichsgesetzblatt (RGBl.) I S. 415 - Entjudung von Ausfuhrunternehmen - Berlin, den 27. Okt. 1938. in: GWB 624.
- *21) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.
- *22) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente arisierter Unternehmen. in: BA. R 8 I / 76.
- *23) 企業所有者である古参党员が党争時代に運動に参加したことで企業が損害を被ったことが証明されたナチ古参党员のための特別規定(1937年5月28日付指令)による。
- *24) Arbeitsgemeinschaft der Industrie- und Handelskammerは、ライヒ経済院 Reichswirtschaftskammer 定款(1935年5月3日付)において、同院の中に設けられた組織である。BA. 3101-9064, 84.
- *25) 日付なし。GWB, 778, Walk, Joseph (ed.) *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat. Eine Sammlung der gesetzlichen Maßnahmen und Richtlinien — Inhalt und Bedeutung* (Heidelberg / Karlsruhe, 1981), Dok. 382, p. 383. in: Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur "Entjudung." Der wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1943* (Frankfurt/M., 1988), p. 135.
-

- *26) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. den 8. Jan. 1938. *BA., op. cit.*
- *27) *BA*, R 8 I-76
- *28) *BA*. R 3101-8934,104.
- *29) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister II R 710/38. An die Reichsbeauftragte der Überwachungsstellen VII-XXVII - persönlich - Betrifft: Kontingente arisierter Unternehmen. vom 8. Januar 1938 in: *BA*. R 3101-8934, 102-103.
- *30) Jacob Toury, *Jüdische Textilunternehmer in Baden-Württemberg 1638-1938* (Tübingen, 1984) p. 246.
- *31) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 2723/38. Berlin, den 27. Jan. 1938. Betr. Kontingentskürzungen bei jüdischen Unternehmen. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *32) Reichswirtschaftskammer 664/38. Berlin, den 21. Feb. 1938. Betr. Jüdische Unternehmen. in: NS5-VI/8784, 2.
- *33) *BA*, R 8 I-76
- *34) ライヒ経済省第IV/3 課（営業経済組織担当）の第IV/6 課（経済経営および団体に対する不当干渉の防御）あて内部文書（1938年1月7日付）。*BA*. R 3101-8934, 104.
- *35) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *36) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: *BA*. R 3101-8934, 101.
- *37) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente arisierter Unternehmen. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *38) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: *BA*. R 3101-8934, 112-113.
- *39) *Ibid.*
- *40) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *41) 1933年5月19日に発足したライヒ労働大臣が管轄する官吏。1934年1月20日付国民労働秩序法によって社会的統制機関としての機能を付与され「階級闘争克服」のための一歩と称揚された。与えられた課題は、民族共同体の深化、労働平和の維持、労働協約の策定、経営秩序の監視、経営内信任委員会設置への関与、（大量）解雇の管理であった。
- *42) Auszug aus dem Monatsberichten der Reichstreuh nder der Arbeit für die Monat Januar und Februar. in: Mason, *op. cit.*, Dok. 96, p. 615.
- *43) Deutschland-Berichte der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands (SOPADE) (*DB*), V/ 7, A 84. 「のれん代 goodwill (Geschäfts- oder Firmenwert)」とは、企業買収・合併時の「買収された企業の時価評価純資産」と「買収価額」との差額をさす。
- *44) 大野英二『ナチズムと「ユダヤ人問題」』（リプロポート, 1988年), 158-163頁。
- *45) Gesetz über den Widerruf von Einbürgerungen und die Aberkennung der deutschen Staatsangehörigkeit vom 14. 7. 1933, Blau, *op. cit.*, Nr. 26, pp. 22-23.反民族共同体的態度による相続権の制約に関する法律 Gesetz über erbrechtliche Beschränkungen wegen gemeinschaftswidrigen Verhaltens vom 5. 11. 1937, *Ibid.*, Nr. 134, p. 40によって財産を事前に第三者に相続させることもできなくなった。
- *46) *DB*, 1935 / 7, A-56.
- *47) Genschel, Helmutl, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich* (Göttingen, 1966), p. 173-174.
- *48) 拙稿「Adefa（ドイツ衣料産業工場主共同事業団）定款—第三帝国における反ユダヤ利益団体—」『東亜大学紀要』第18号（2013年9月）57-65頁。
- *49) *DB*, 1938/ 2, A 42-43, A 59.
- *50) Aus dem Entwurf eines vertraulichen Rundschreibens der Zentrale der Deutschen Bank, vermutlich an die Wirtschaftsgruppen, über die Beschleunigung der Arisierung. 推定の日付は1938年11-12月。Eichholz, Dietrich (eds.), *Anatomie des Krieges. Neue Dokumente ber die Rolle des deutschen Mono- polkapitals bei der Vorbereitung und die Durchführung des Zweiten Weltkrieges* (Berlin, 1969), Dok. 83, pp. 197-199.
- *51) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 3977/38. Berlin, den 3. Feb. 1938. Betr. Rohstoff- und Devisenzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *52) Der Reichsbeauftragte. Berlin, den 16. Feb. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA*. R 8 I / 76.
- *53) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 47/38. Berlin, den 25. März. 1938. Betr. Devisen- und

Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*54) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: *BA. R 3101-8934*, 101.

*55) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: *BA. R 3101-8934*, 112-113.

*56) "chief architect of Aryanization was Hermann Göring"という言葉は, Schleuness, Karl A., *The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy Toward German Jews 1933- 1939* (Urbana, 1970), p.164 からとった。

*57) 大野『ナチズムとユダヤ人政策』, 140 頁。

*58) Gauwirtschaftsberater ナチ党の経済政策を担当する経済専門の名誉職で, ナチ党大管区指導者によって任命された。

*59) *DB*, 1938/2, A 46.

*60) *Ibid.*

*61) *BA. R 18 Reichsministerium des Innern*, 5519, 105-107. Schreiben des Reichswirtschaftsministeriums an alle Obersten Reichsbehörden vom 1. 3. 1938, betr. den Beschluß der Reichsregierung über den Ausschluß der Juden von der Vergebung öffentlicher Aufträge (Auszug).

*62) 1938 年 10 月 27 日付ライヒ経済大臣回覧通達「1938 年 4 月 26 日付指令の遂行. 輸出企業の脱ユダヤ化」にも「1937 年に輸出額が 10 万マルクを超過した企業の脱ユダヤ化にさいしては認可付与の前に経済大臣の承認を得なければならない」と例外が定められていた。Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (*RGBl. I S. 415*) - Entjudung von Ausfuhrunternehmen -. Berlin, den 27. Oktober 1938. in: *GWB 624*.

*63) *Ibid.*

*64) Sauskel, Ernst Friedrich Christoph は 1894 年生まれ。第一次大戦中は商船員としてフランス軍に拘束される。戦後ドイツ国粋攻守同盟 Deutsch-Völkischer Schutz- und Trutzbund をへて 1922 年ナチ党入党。27 年からテューリンゲンの大管区指導者。32 年テューリンゲン州首相, 42 年労働力配置総監 Generalbevollmächtigter für denArbeitseinsatz として数百万人の戦争捕虜, 外国人労働者の強制労働投入を指揮。ニュルンベルク裁判で有罪判決を受け, 1946 年処刑。

*65) Anordnung des NSDAP-Gauleitung im Gau Thüringen, F. Sauckel an den Gauwirtschaftsberater vom 7. März 1938. betr. "Arisierungsmaßnahmen". in: Pätzold, Kurrt (ed.), *Verfolgung, Vertreibung, Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1942* (Leipzig, 1983), Dok. 102, pp. 149.

*66) Mason, *op. cit.*, p. 879.

*67) Verordnung gegen die Unterstützung der Tarnung jüdischer Gewerbebetriebe. in: *RGBl., I*, p. 404.

*68) Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden. in: *RGBl., I*, pp. 414 f.

*69) Anordnung auf Grund der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden. in: *RGBl., I*, pp. 415 f.

*70) Verordnung zur Durchführung der Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 18. Juni 1938. in: *RGBl., I*, pp. 640 f.

*71) 政令発効当日の平常価格で査定し, 1938 年 6 月 30 日までに申告者の居住地を所轄する上級行政官庁において申告する。

*72) Transaktion 資本増加や合併など, 通常の財務の枠を越えた経済行為。

*73) 引用は *IMG. Bd. 9*, pp. 572-573, Mittwoch, 20. März 1946 による。

*74) Uwe D. Adam, *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1972) P. 177, 拙訳『第三帝国のユダヤ人政策』『研究報告』第 127 号 (東京外国語大学海外事情研究所, 1998 年 3 月) 84 頁, 大野『ナチズムと「ユダヤ人問題」』, 141 頁。

*75) 拙稿「第三帝国における経済の脱ユダヤ化 (一九三八年) —新聞・雑誌上での議論を中心に—」『千葉史学』第 28 号 (千葉歴史学会, 1996 年 5 月) p. 52-67.

*76) *Wirtschaftsgruppe Einzelhandel. Übersicht über Aufgaben und Arbeiten. Juli 1937 bis August 1938*, Berlin, 1938, p. 79.

*77) *Ibid.*

*78) 長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人—マイノリティからみたドイツ現代史 1893-1951 —』(広島大学出版会, 2011 年), 464 頁。

*79) Richtlinien für die Durchführung der Übernahme jüdischer Unternehmen durch deutsche Volksgenossen vom 11. August 1937. in: *GWB 648*.

*80) 使用賃貸借が用益賃貸借と異なる点は, 用益賃貸借では用益賃貸人が物および権利 (狩猟権行使権, 漁業権, 鉱業権など) の使用とそれから果実を収得することをみとめる義務を負うことである。したがっ

て、住居として家を借りるのは使用賃貸借であり、耕作して果実を取得するために土地を借りたり（わが国の賃貸小作）漁業権を借りて魚をとったり、ホテルを借りてこれを経営するのは用益賃貸借である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』（大学書林、1993年）。

*81) Inventaranpachtung

*82) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 40180/37. Berlin, den 27. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*83) Der Reichswirtschaftsminister an die obersten Reichsbehörden usw., III WO 19080/38, Betr.: Vergebung öffentlicher Aufträge; bevorzugte Berücksichtigung auftragsbedürftiger Grenzgebiete vom 17. Okt. 1938, in: *BA. R 8 I Reichsstelle für Textilwirtschaft, 76*.

*84) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister II R 45578/37. Berlin, den 15. Dez. 1937. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*85) Der Leiter der Unterabteilung II B, II R 43799/37. Berlin, den 29. Dez. 1937. Betr. Rohstoffzuteilungen an die Grenzgebiete. in: *BA. R 3101-11605, 68*.

*86) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 45791/37. Berlin, den 4. Jan. 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: *BA. R 3101-8934, 101*.

*87) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 710/37. Berlin, den 8. Jan. 1938. Betr. Kontingente arisierter Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*88) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. IV 15307/37. Berlin, den 17. Jan. 1938. Betr. Abgrenzung der jüdischen Gewerbebetriebe. in: *BA. R 3101-8934, 112-113*.

*89) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 2723/38. Berlin, den 27. Jan. 1938. Betr. Kontingentskürzungen bei jüdischen Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*90) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. II R 3977/38. Berlin, den 3. Feb. 1938. Betr. Rohstoff- und Devisenzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*91) Der Reichsbeauftragte. Berlin, den 16. Feb. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*92) Einfuhrwertgrenzen

*93) Reichswirtschaftskammer 664/38. Berlin, den 21. Feb. 1938. Betr. Jüdische Unternehmen. in: *NS5-VI/8784, 2*.

*94) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 47/38. Berlin, den 25. März. 1938. Betr. Devisen- und Rohstoffzuteilungen an jüdische Unternehmen. in: *BA. R 8 I / 76*.

*95) Der Reichs- und Preussische Wirtschaftsminister. S 1059/38. Berlin, den 19. Mai 1938. Betr. Jüdische Gewerbebetriebe. in: *BA. R 8 I / 76*.

*96) Der Reichswirtschaftsminister. III Jd. 2/6610/38. Betrifft: Durchführung der Anordnung des Beauftragten für den Vierjahresplan vom 26. April 1938 (RGBl. I S. 415) -Entjudung von Ausfuhrunternehmen-. Berlin, den 27. Okt. 1938. in: *GWB 624*.